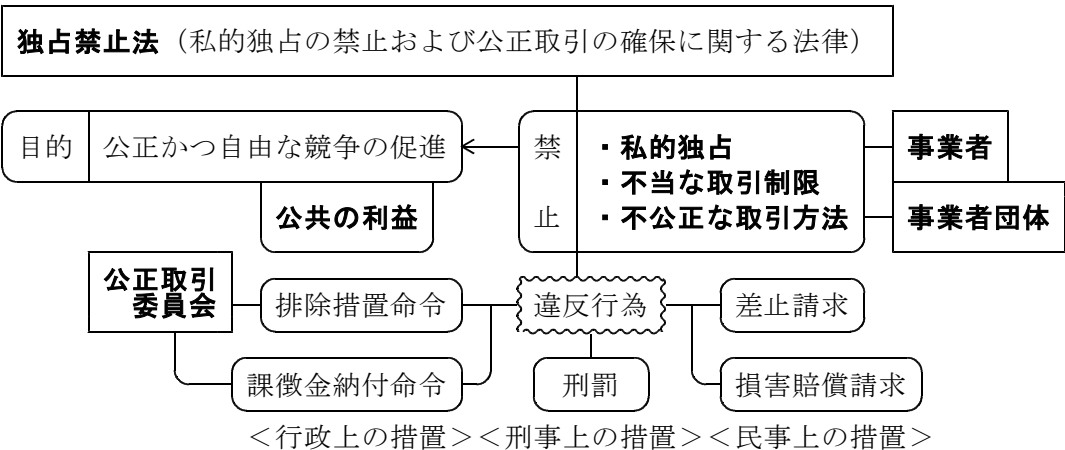


第3章 企業間取引にかかわる法規制

第1節 独占禁止法による法規制

I 独占禁止法の目的と基礎概念

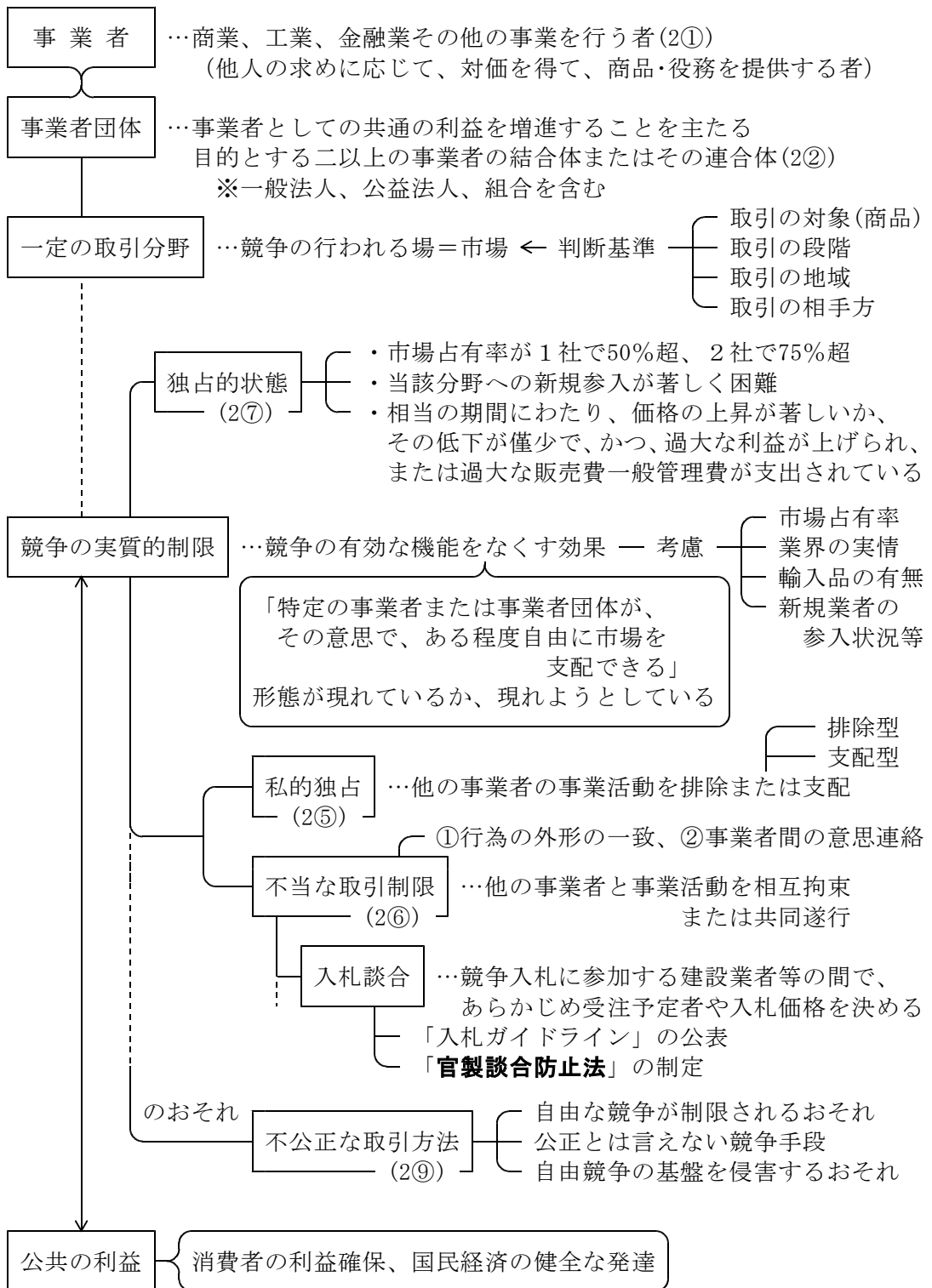


私 的 独 占 (private monopolization)	競争の実質的制限	他の事業者の事業活動の排除・支配 例) ダンピング、差別価格、排他的特約店 価格支配、販路支配、株式取得など
不当な取引制限 (unreasonable restraint of trade)		事業者が相互にその事業活動を拘束 例) カルテル (価格、生産、設備、技術、取引、入札談合)
不公正な取引方法 (unfair trade practices)	公正な競争を 阻害するおそれ	正当な理由なく又は正常な商習慣上不当 に行われた公正競争阻害性のある行為 例) 共同取引拒絶、不当廉売、 不当顧客誘因、抱き合わせ販売、 再販価格維持、拘束条件付き取引、 優越的地位の濫用、取引妨害

●独占禁止法の目的

第一条【目的】 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。
--

●独占禁止法の基礎概念



不公正な取引方法

法定の規制行為 (独禁 2 条⑨項 1 ～ 5)

公正取引委員会の指定への委託 (独禁 2 条⑨項 6)

一般指定 …あらゆる業種に一般的に適用される

特殊指定 …特定の業種の特定の行為にのみ適用される

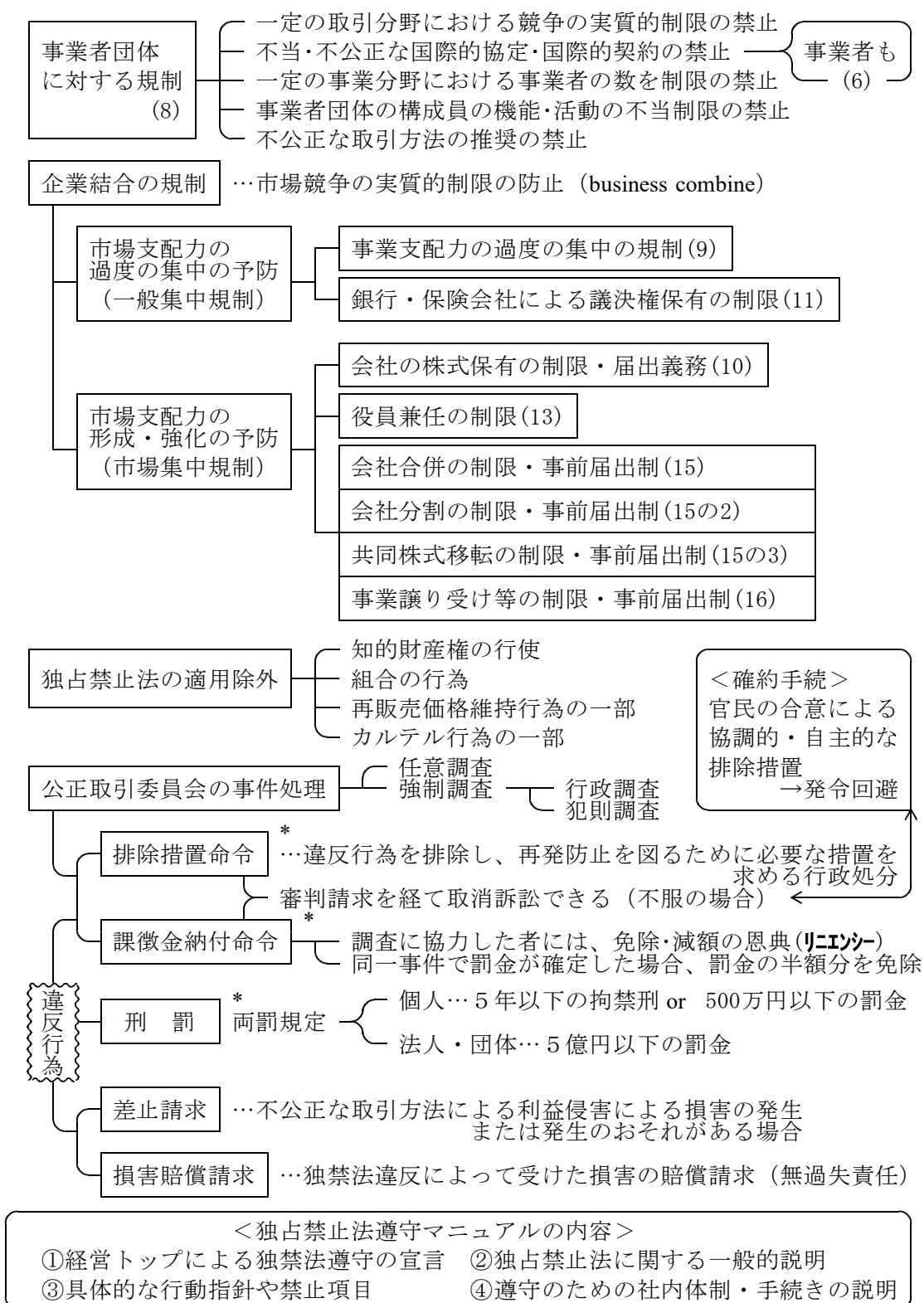
- 新聞…新聞の値引き販売の禁止(1955～)
- 物流…荷主による下請運送業者への運賃買いたたき禁止(2005～)
- 大規模小売業…納入業者への不当な返品・値引き等を禁止(2005～)
- 教科書…教科書採択に際しての利益供与の禁止(1956～2006)
- 海運…海運同盟非加盟事業者や荷主への各種妨害行為の禁止(1959～2006)
- 食品缶詰・瓶詰…缶詰・瓶詰の内容表示の適正化(1961～2006)
- ~~オゾン懸賞…懸賞金の金額を制限(1971～2006)~~

(独禁 2 条⑨項 1 ～ 5)

(一般指定、特殊指定)

(独禁 2 条⑨項 6)

1 共同供給拒絶	1 共同の取引拒絶	6 イ 不当な 差別的取扱い
	2 その他の取引拒絶	
2 差別対価による供給	3 差別対価	
	4 取引条件等の 差別取扱い	
	5 事業者団体における 差別取扱い等	
3 著しい不当廉売	6 不当廉売	6 ロ 不当対価取引
	7 不当高価購入	
	8 ぎまんの顧客誘引	6 ハ 不当な 顧客勧誘 および強制
	9 不当な利益による 顧客誘引	
	10 抱き合わせ販売等	
	11 排他条件付取引	6 ニ 不当 拘束条件付取引
4 再販売価格拘束	12 拘束条件付取引	
5 優越的地位の濫用	13 取引の相手方の 役員選任への不当干渉	6 ホ 取引上の 優越的地位の 不当利用
	※特殊指定 …新聞、物流、大規模小売	
	14 競争者に対する 取引妨害	6 ヘ 競争者に対する 不当妨害
	15 競争会社に対する 内部干渉	

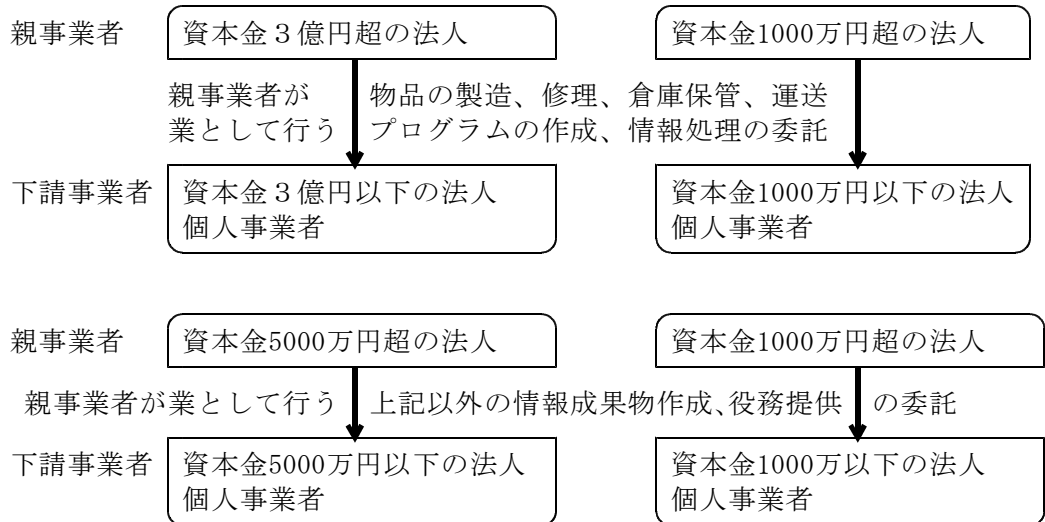


第2節 下請取引等に関わる法規制

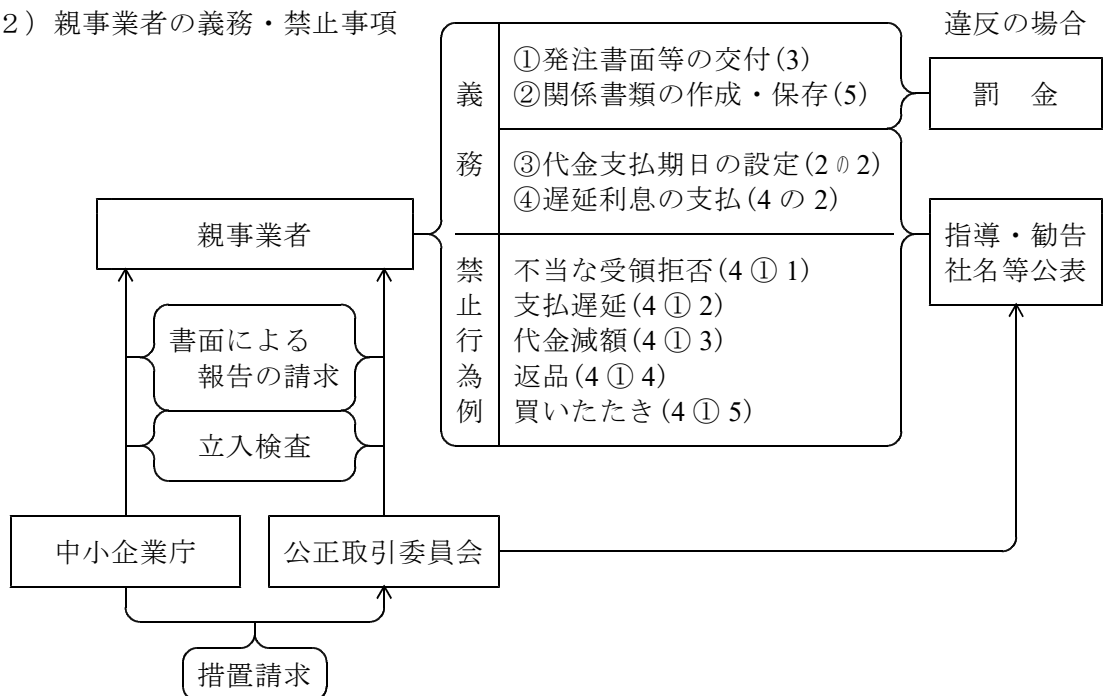
1 下請代金支払遅延等防止法（下請法）

目的	不公正な下請取引(優越的地位の濫用に該当)の排除による下請取引の適正化
----	-------------------------------------

(1) 下請法の適用対象（下請取引となる場合）

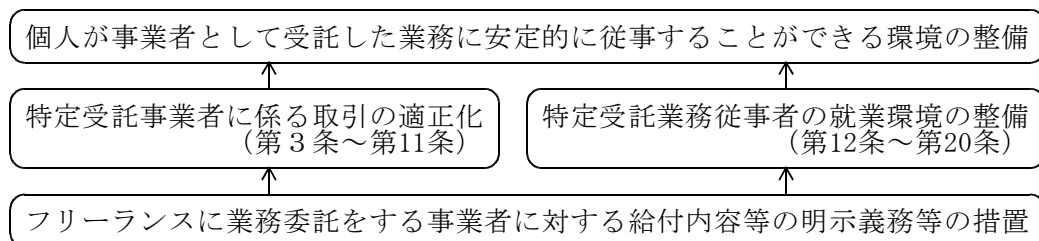


(2) 親事業者の義務・禁止事項



2 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法） （フリーランス・事業者間取引適正化等法）

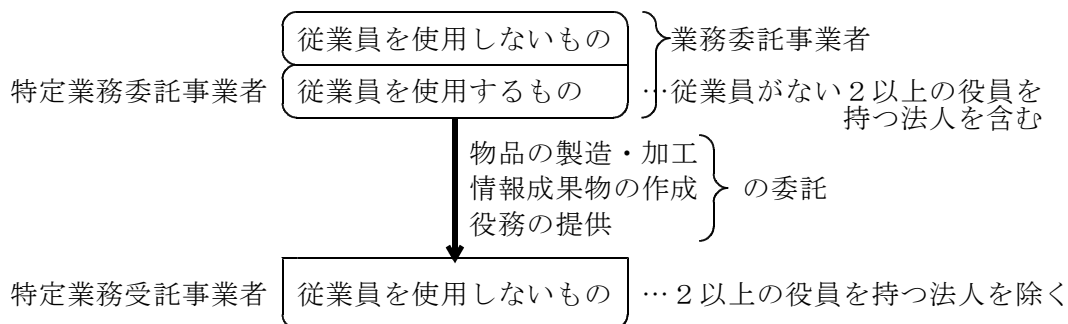
（1）フリーランス法の目的（フリーランス法第1条）



（2）フリーランス法と下請法の異同

- ・資本金要件がない
- ・親事業者自身が業とする業務の委託に限らない
（自身が費消する物品や役務の委託も対象）

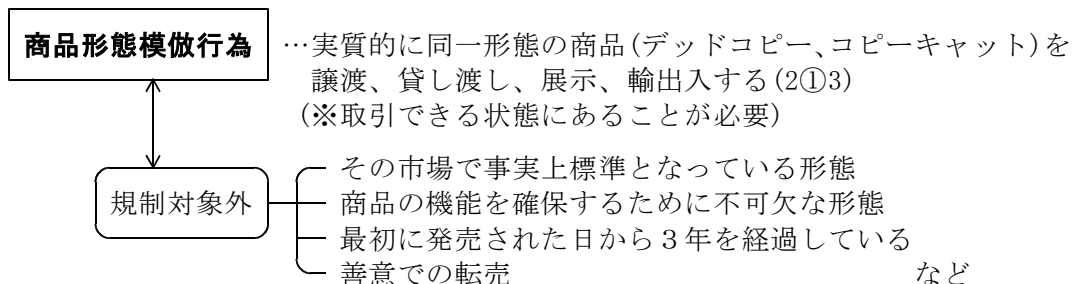
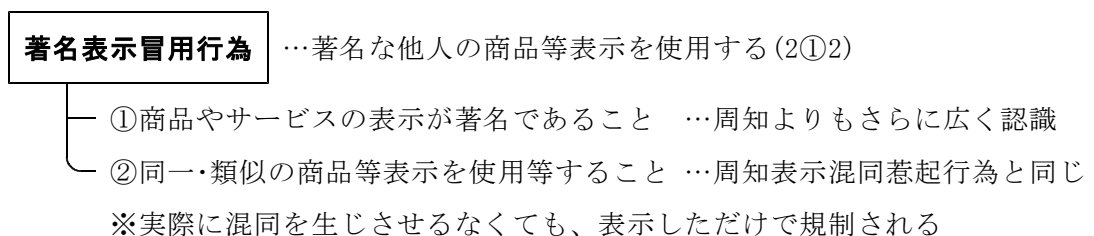
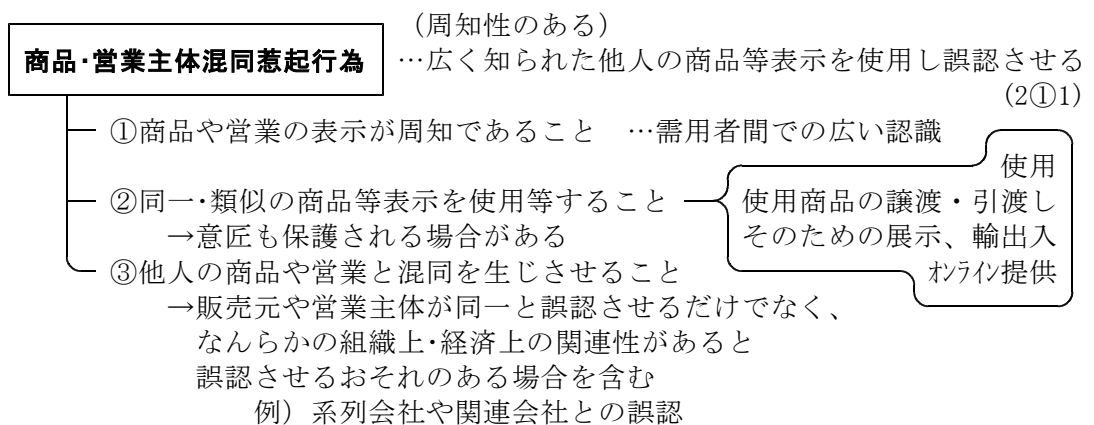
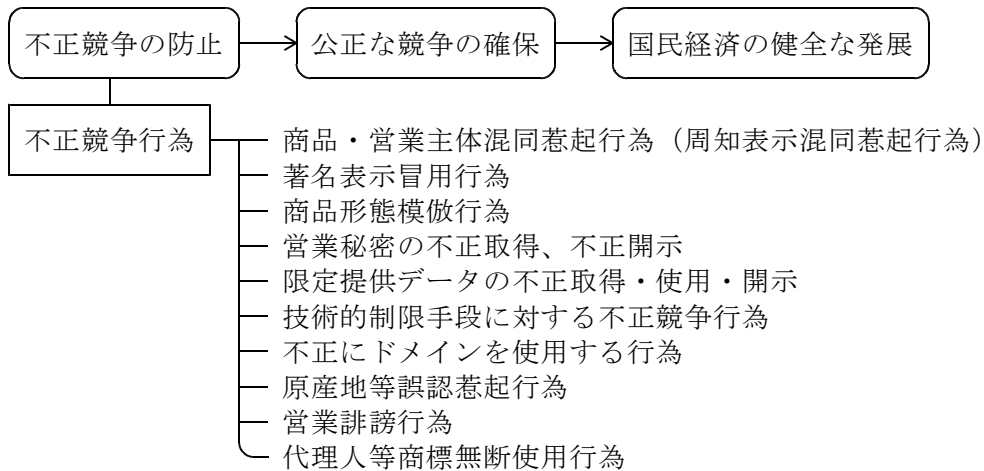
●フリーランス法の適用対象

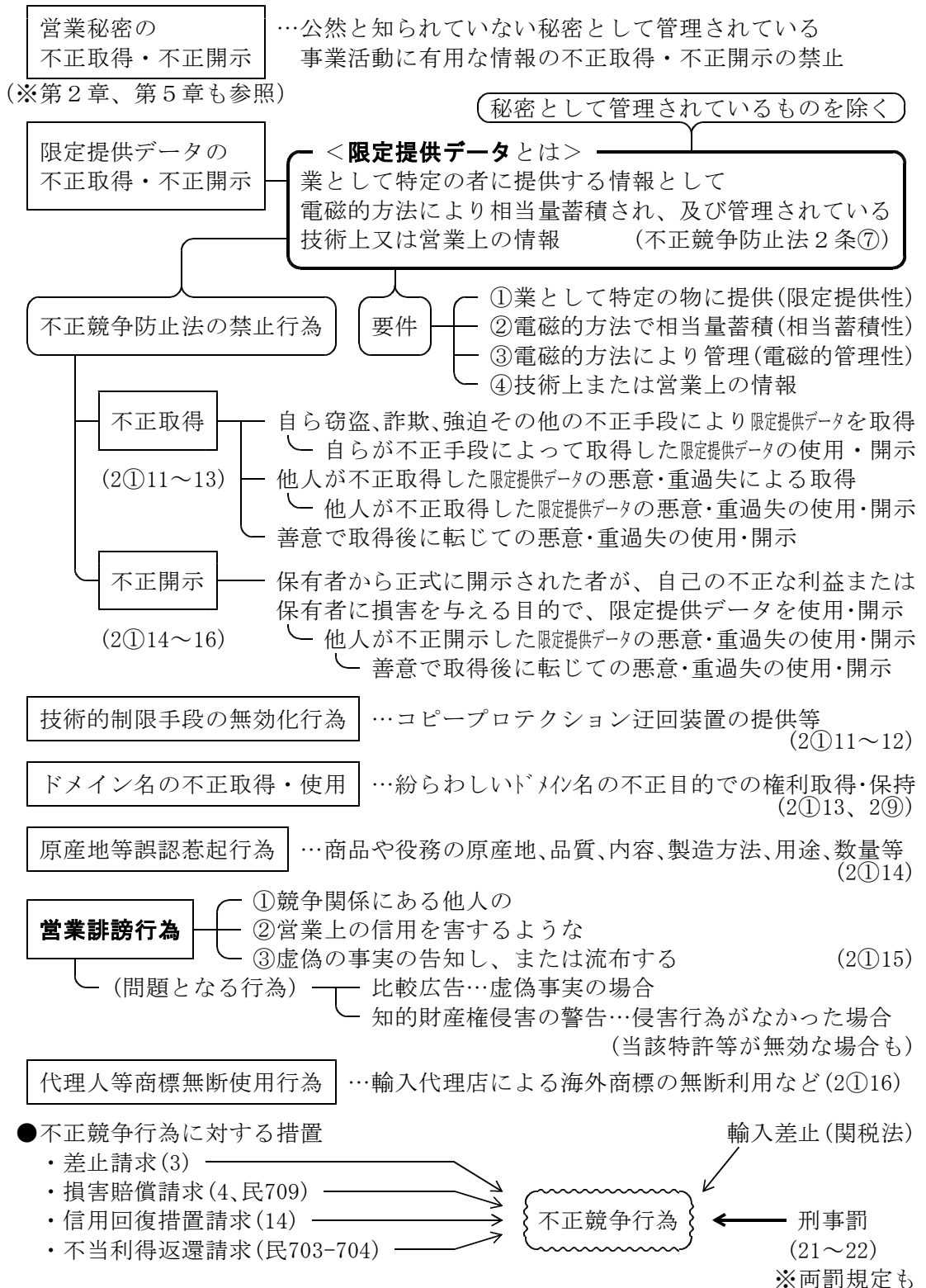


（3）フリーランス法による規制

取引条件等の明示義務(3)	業務委託事業者
60日以内の報酬期日の設定と支払義務(4) 募集情報の的確表示義務(12) ハラスメント対策の体制整備等の義務(14)	特定業務委託事業者
7つの禁止行為(5) 受領拒否、報酬減額、返品、買ったたき 購入・利用強制、不当な経済利益の提供要請 不当な給付内容の変更・やり直し	1か月以上の 特定業務委託事業者
育児・介護等への配慮義務(13) 中途解除等の事前予告、理由開示義務(16)	6か月以上の 特定業務委託事業者

第3節 不正な取引行為にかかわる法規制（不正競争防止法）





第4章 消費者との取引にかかわる法規制

第1節 消費者との取引一般に関する法律（消費者契約法）

1 消費者契約法による消費者の保護

労働契約は除外

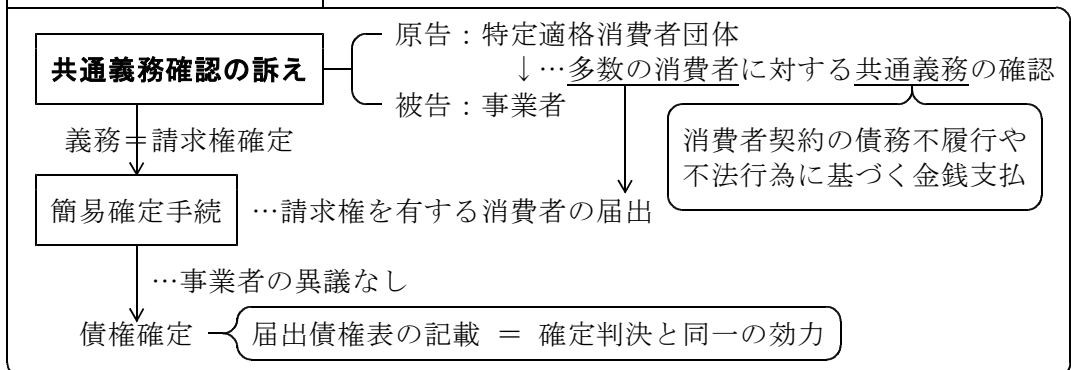
適用対象		消費者と事業者の間で締結されるあらゆる契約（消費者契約）
消費者の誤認・困惑による契約の取消 (4)		消費者に一方的に不利な契約条項の無効 (8～10)
誤認事由	困惑事由	不利益条項の例
①不実告知 ②断定的判断 ③故意の不告知 ④社会生活上の経験不足の不当利用 ⑤加齢等の判断低下の不当利用 ⑥靈感等による知見を用いた告知 ⑦契約締結前の債務内容の実施	①不退去 ②退去妨害 (長時間の拘束) ③不安をあおる告知	①事業者側の損害賠償責任の免除 (債務不履行、不法行為責任) ③事業者自身による事業者責任の決定 ④消費者の解除権放棄 ⑤消費者の後見開始等を理由とする解除など
・取消後は原則、双方に原状回復義務 ・時効：追認できるときから6ヶ月 契約から5年		契約全体が有効となる場合でも、少なくとも当該条項は無効となる。

解約料の説明の努力義務：事業者は、消費者・適格消費者団体に対して、解約料の算定根拠を説明する努力義務を負う。

適格消費者団体制度：内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体が不特定多数の消費者利益を保護するため、差止請求訴訟を提起できる制度。

- 消費者契約法上の
 - 消費者が取り消すことができる不適切な勧誘行為
 - 無効となる条項を含む消費者契約の申込みや承諾
- 景品表示法上の優良誤認表示や有利誤認表示
- 特定商取引法所定の行為に関する不特定勧誘や虚偽広告 など

消費者裁判手続特例法 …二段階の訴えで、拡散多発した少額の被害を救済

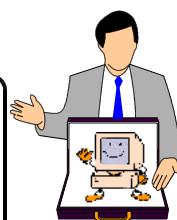


第2節 特定の取引に適用される法規制（特定商取引法）

1 特定商取引法（特定商取引に関する法律）の趣旨

<特定商取引法とは>

消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るルールと、消費者を守るルールを定め事業者による違法・悪質な勧誘行為などを防止し、消費者を守るための法律



※指定商品・指定役務の制度廃止（2008年）

●規制の対象		クーリングオフ
訪問販売	営業所等以外の場所での商品・指定権利の販売など	8日以内
通信販売	郵便その他の方法により契約の申込を受ける販売方法	なし
電話勧誘販売	電話により、勧誘・申込・契約締結を行う販売方法	8日以内
連鎖販売取引	いわゆるマルチ商法	20日以内
特定継続的役務提供	長期で高額なエステや語学教室、家庭教師、学習塾など	8日以内
業務提供誘引販売取引	いわゆる内職商法	20日以内
訪問購入 (2013.02.21～)	貴金属等の買取業者による訪問買取（押し買い）	8日以内
ネガティブ オプション	いわゆる送りつけ商法	なし

●規制の概要	
行政による規制…違反行為は行政処分や罰則の対象となる	
氏名等の明示の義務	勧誘開始前に事業所名や勧誘目的であることを告げる
不当な勧誘行為の禁止	不実告知や、重要事項の故意の不告知、威迫して困惑させたりする勧誘行為を禁止
広告規制	重要事項の表示義務、虚偽・誇大な広告の禁止
書面等の交付義務	契約締結時等に、重要事項を記載した書面を交付する（消費者の同意があれば、電磁的記録でもよい）
民事ルール…私人間の法律行為に適用されるルール	
クーリングオフ	申込または法定書面の受取から一定期間内であれば、消費者は冷静に再考して、無条件で解約できる
意思表示の取消し	事業者の不実告知や重要事項の故意の不告知等の違法行為により、消費者が誤認し、契約の申込または承諾の意思表示をしたとき、消費者はこれを取り消せる
損害賠償額等の制限	事業者が請求できる損害賠償額に上限を設定

2 訪問販売

<訪問販売とは>

販売業者または役務提供事業者が、営業所等以外の場所で、契約の申込みを受けもしくは締結して行う商品・権利の販売または役務(サービス)の提供 (2①)



※指定権利→訪問販売・通信販売、電話勧誘販売の対象

- ①保養・スポーツ施設の利用権
- ②映画・美術等の鑑賞権・観覧権
- ③語学の教授を受ける権利

行政規制	①事業者の氏名・名称、商品・役務の明示、勧誘である告知 ②勧誘を受ける意思の確認、再勧誘の禁止 ③申込や契約締結時の書面の交付 ④禁止行為：不実告知、故意の不告知、困惑を生じる威迫目的を告げない誘引からの勧誘	⑤行政処分 ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則 ・懲役、罰金
民事ルール	⑥契約の申込の撤回または契約の解除(クーリングオフ) ⑦過量販売契約の申込みの撤回または契約の解除 ⑧契約の申込またはその承諾の意思表示の取消し ⑨クーリングオフ期間経過後の消費者の債務不履行について契約を解除した場合の損害賠償額等の額の制限	

クーリングオフ制度

- ・契約書面や申込書面などクーリングが告知された書面を受領した日を含め8日以内ならば、無条件で書面にて申込撤回・契約解除可能
- ・代金は全額返却、違約金無請求、引き取り送料は販売会社負担
- ・適用除外：3000円未満の現金取引
法律で指定の消耗品を使用・消費した場合
乗用自動車

3 通信販売

<通信販売とは>

販売業者または役務提供事業者が、郵便その他の方法によって契約の申込みを受けて行う商品・権利の販売または役務(サービス)の提供



新聞、雑誌、テレビ、Webの広告やDM、チラシ等を見た消費者が、郵便や電話、FAX、インターネット等で申込

※電話勧誘販売を除く

行政規制	①広告における表示義務 販売価格、支払の時期と方法、商品の引渡時期 申込撤回・契約解除・返品、事業者の氏名・名称・住所 申込の有効期限、その他負担すべき金銭、瑕疵担保など ②誇大広告等(著しい事実相違、優良・有利誤認)の禁止 ③未承認者への電子メール広告の提供禁止 ← ④前払式通信販売の承諾等の通知 ⑤契約解除における原状回復義務の不履行・遅延の禁止 ⑥顧客の意に反した契約申込をさせる行為の禁止	⑦行政処分 ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則 ・懲役、罰金
民事ルール (クーリングオフ類似の制度)		事前承諾が必要 (ワットイン規制)
⑧返品特約等を広告に表示しなかった場合、商品の受領日を含め8日以内ならば、契約の申込撤回や解除が可能(書面は要件ではない) ⑨定期購入でないと誤認させる表示の禁止、当該表示による申込の取消など		

4 電話勧誘販売

<電話勧誘販売とは>

販売業者または役務提供事業者が電話をかけ、または消費者に電話をかけさせ、その電話において行う勧誘によって、消費者からの郵便その他の方法によって契約の申込を受けて行う商品・権利の販売または役務(サービス)の提供

行政規制	①事業者の氏名・名称、商品・役務の明示、勧誘である告知 ②契約締結しない意思表示をした者に対する勧誘の禁止 ③申込を受けた場合の申込内容の書面交付（遅滞なく） ④前払式電話勧誘販売の承諾等の通知 ⑤禁止行為：不実告知、故意の不告知、困惑を生じる威迫	行政処分 ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則 ・懲役、罰金
------	--	--

5 連鎖取引販売

<連鎖取引販売とは>

物品の販売または役務の提供などの事業であって、再販売、受託販売もしくは販売の斡旋、または役務の提供もしくはその斡旋をする者を、**特定利益**が得られると誘引し、**特定負担**を伴う取引をするもの

行政規制	①統括者、勧誘者、または一般連鎖販売業者の氏名・名称、勧誘目的の明示 ②禁止行為：不実告知、故意の不告知、困惑を生じる威迫目的を告げない誘引による勧誘 ③広告における表示義務 商品・役務の種類、特定負担、特定利益の計算方法、統括者等の氏名・名称・住所・電話番号、商品名など ④誇大広告等（著しい事実相違、優良・有利誤認）の禁止 ⑤未承認者への電子メール広告の提供禁止（ワプトン規制） ⑥概要書面と契約書面の交付	行政処分 ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則 ・懲役、罰金
------	---	--

6 特定継続的役務提供

<特定継続的役務提供とは>

特定継続的役務を、政令で定める期間にわたり提供し、
政令で定める金額を超える対価で提供すること

エステティックサロン … 1 か月超、総額 5 万円超
 語学教室、家庭教師、学習塾 } 2 か月超、総額 5 万円超
 パソコン教室、結婚相手紹介サービス

行政規制	①概要書面と契約書面の交付 ②誇大広告等（著しい事実相違、優良・有利誤認）の禁止 ③禁止行為：不実告知、故意の不告知、困惑を生じる威迫 ④事業者の業務および財産状況を記載した書類の閲覧等	行政処分： ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則：懲役、罰金
------	--	---



7 業務提供誘引販売取引

＜業務提供誘引販売取引とは＞

物品の販売もしくは役務の提供、またはそれらの斡旋の事業であって、その商品(役務)を利用する業務に従事することにより得られる「**業務提供利益**」を收受できることで相手方を誘引し、その者と**特定負担**を伴う取引をすること

行政 規 制	①事業者の氏名・名称、勧誘目的、商品・役務の明示 ②禁止行為：不実告知、故意の不告知、困惑を生じる威迫目的を告げない誘引による勧誘 ③広告における表示義務 商品・役務の種類、特定負担、業務の提供条件、事業者の氏名・名称・住所・電話番号、商品名など ④誇大広告等(著しい事実相違、優良・有利誤認)の禁止 ⑤未承認者への電子メール広告の提供禁止(ワ ^ド ト ^ン 規制) ⑥概要書面と契約書面の交付	行政処分 ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則 ・懲役、罰金
--------------	--	--

8 訪問購入

＜訪問購入とは＞

物品の購入業者が、営業所等以外の場所で、契約の申込を受けまたは契約を締結して行う物品の購入

行政 規 制	①事業者の氏名・名称、勧誘目的、購入対象物品の明示 ②勧誘の要請をしていない者に対する勧誘の禁止、 ③勧誘を受ける意思の事前確認なしで行う勧誘の禁止、 契約締結しない意思表示をした者に対する勧誘の禁止 ④申込を受けた場合の申込内容の書面交付(直ちに) 契約を締結した場合の契約内容の書面交付(遅滞なく) ⑤物品の引渡の拒絶に関する告知 ⑥禁止行為：不実告知、故意の不告知、困惑を生じる威迫 ⑦第三者への物品の引渡についての契約相手方への告知 ⑧クーリング・ワ ^ド 期間中に第三者への物品の引渡をする場合における第三者に対するその旨等の書面による通知	行政処分 ・業務改善指示 ・業務停止命令 罰則 ・懲役、罰金
--------------	--	--

9 ネガティブ・オプション

＜ネガティブ・オプションとは＞

一方的に商品を送付し、相手側が購入しない意思表示をしない限り、購入の意思があるとみなして代金を請求する商法。いわゆる送りつけ商法

↑ 防止措置

販売業者が、売買契約に基づかないで、一方的に商品を送付した場合、その送付があった日を含め14日以内に、受け取った者が購入の承諾をせず、販売業者が商品の引き取りを行わなかった場合、販売業者は、その商品の返還を請求できない。

10 その他の特定商取引法上の規制

クーリングオフ妨害による クーリングオフ期間の延長	事業者の不実告知や威迫による誤認・困惑によりクーリングオフの実施が妨げられた場合、期限経過後であってもクーリングオフができる。
勧誘場所についての禁止	販売目的を隠して、公衆の出入りしない場所に誘い込んだ上で勧誘することは禁止
合理的根拠を示す 資料の提出義務	不誠実広告（虚偽・誇大な広告）の疑いについて主務大臣からの合理的根拠を示す資料の提出請求に応じない場合、不誠実広告と見なされ処分
重要事項の不実告知 ・故意の不告知による取消	勧誘に際してなされる重要事項の不実告知や故意の不告知は、罰則の対象であり、またそれにより誤認して契約した消費者は、契約を取消せる
事業者に対する指示、 業務禁止命令、業務停止命令	主務大臣は、違反や行為の是正等のための措置を指示できる。悪質な事業者には業務禁止命令も
適格消費者団体による差止請求	消費者契約法上の適格消費者団体は、事業者が不特定多数に対して行う不実告知や故意の不告知の差し止めを請求できる。

●特定商取引法の規制のまとめ

	氏名等 の明示	申込等 書面交付	クーリング ・オフ	広告 規制	損害賠償 額の制限	不当勧誘 時の取消	迷惑メール 〈FAX〉	その他・ 特記事項
訪問販売	(3)	(4) (5)	(9)		(10)	(9の3)		
通信販売				(11) (12)			(12の3) 〈12の5〉	返品制度 (15の3)
電話勧誘 販売	(16)	(18) (19)	(24)		(25)	(24の3)		
連鎖販売 取引	(33の2)	(37)	(40)	(35) (36)	(40の2)	(40の3)	(36の3)	中途解約 (40の2)
特定 継続的 役務提供		(42)	(48) 関連商品 も解約可	(43)	(49)	(40の3)		中途解約 (49)
業務提供 誘引販売 取引	(51の2)	(55)	(58)	(53) (54)	(58の3)	(58の2)	(54の3)	
訪問購入	(58の5)	(58の7) (58の8)	(58/14)		(58の1 6)			引渡拒絶 (58/15)
ネガティブ ・オプション								返還請求 制限 (59)

II 割賦販売法 (installment sales law)

1 規制の対象となる取引

割賦販売法の規制対象

割賦販売

割賦販売業者への規制

- ①取引条件の表示義務
- ②契約書面の交付義務
- ③契約解除の制限など

代金を **2ヶ月以上**の期間にわたり、
かつ **3回以上**に分割して、受領する条件で
指定商品等を販売・提供する。(2①1)

前払式割賦販売…商品等の引渡前に、2回以上代金(一部・全部)を支払う

前払式特定取引…商品等の引渡前に代金を分割受取りする売買等の取次

信用購入あっせん
(2③)(2④)

クーリングオフ
規定あり

信販会社が売買代金を立替払いし、購入者は信販会社に
立替金を2ヶ月以上の期間にわたり支払う方式
・クレジットカードを利用…包括信用購入あっせん
・契約ごとクレジット契約…個別信用購入あっせん
※ボーナス一括払いや2回払いも規制の対象となる。
※指定制をとらず、原則すべての商品等が対象となる。

情報の開示

契約締結前の開示、広告による開示、契約締結時の書面交付

契約内容に
関する規制

契約解除等の制限…割賦金支払遅延による即時解約等不可
遅延損害金の制限…法定利率以上は請求できない

<クレジット契約のクーリングオフ>

特定商取引に係る販売方法で行われた個別方式の信用購入あっせんの場合
クーリングの告知書面(契約書)の受領から8日(または20日)以内に、
書面により申込みの撤回、クレジット契約の解除をすれば、
無条件で売買契約共々解約できる。…通知は発信時点で法的効力発生

過量販売による解除

不実告知等による解除権

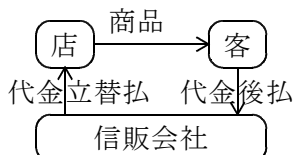
支払停止の抗弁

(2②1)

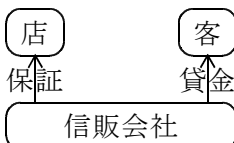
ローン提携販売

販売業者の債務保証 → 購入者が金融機関から代金を借入

ローン提携販売・信用購入斡旋
<お金と物の流れ>



ローン提携販売
<権利関係>



信用購入斡旋
<権利関係>



2 割賦販売法の規制方法

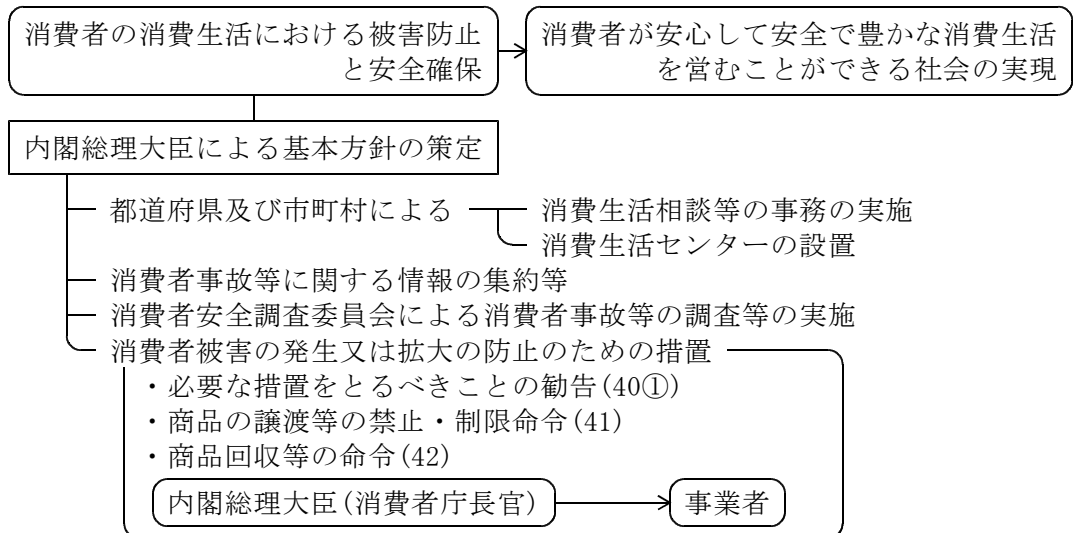
	割賦販売 (狭義) (2①1)	ローン 提携販売 (2②1)	包括 信用購入 あっせん (2③)	個別 信用購入 あっせん (2④)	前払式 割賦販売 (11) (2①1)	前払式 特定取引 (2⑥)
契約締結前の 取引条件の開示	(3)	(29の2)	(30)	(35の3 の2)	(3)	
契約締結時の 書面の交付 *	(4)	(29の3)	(30の2 の3)	(35の3の 8～9)	(4)	
クーリングオフ				(35の3の 10～11)		
過量販売の解除				(35の3 の12)		
不実告知等 による取消権 #				(35の3の 13～16)		
契約の解除・ 期限の利益喪失 についての制限	(5)		(30の2 の4)	(35の3 の17)	(5)	
契約の解除等 に伴う損害賠償等 の額の制限	(6)	※(6) 類推適用 (判例)	(30の3)	(35の3 の18)	(6)	
支払停止の 抗弁権		(29の4) (30の4)	(30の4) (30の5)	(35の3 の19)		

* 書面の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。

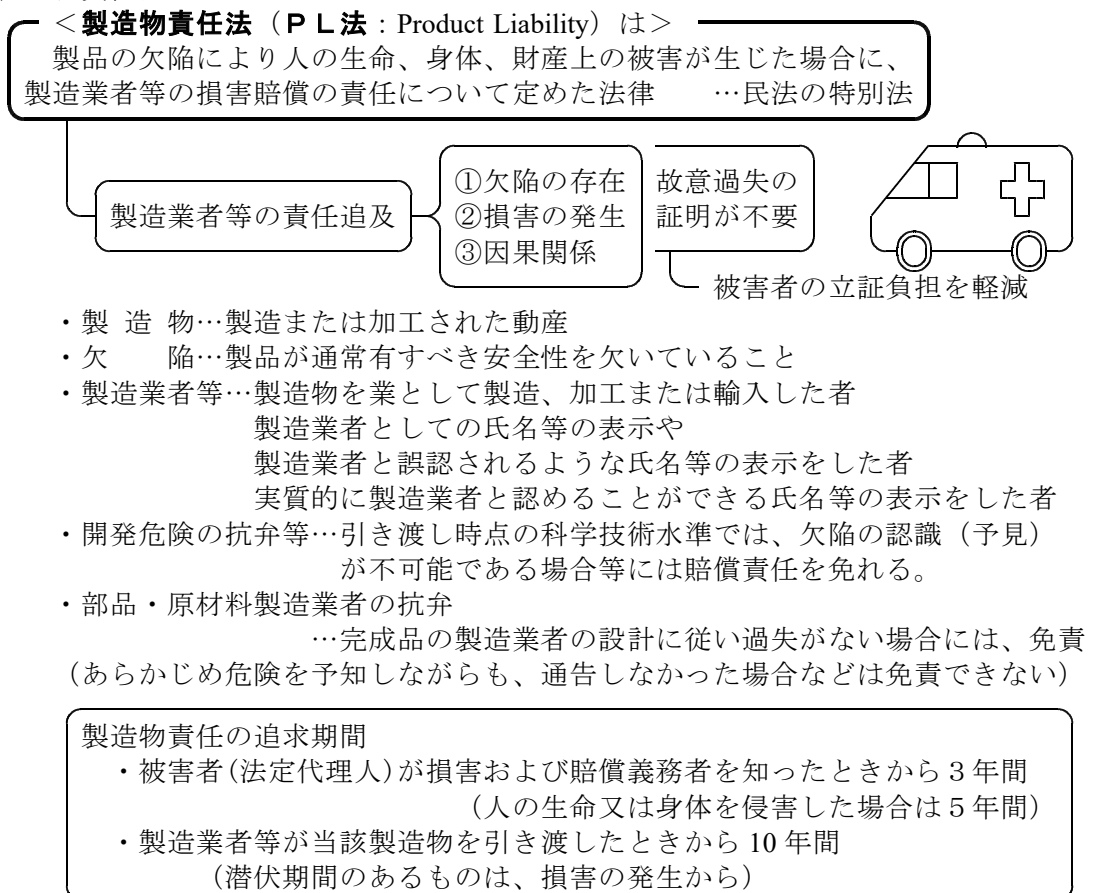
善意無過失の第三者に対抗できない。

VI 製品の安全に関わる法律

1 消費者安全法



2 製造物責任法



3 消費生活用製品安全法

特定商品の製造、輸入または販売の事業を行う者は、原則として、製品ごとに P S C マーク（技術上の基準に適合していることを示す表示）が付された物でなければ、販売または販売の目的で陳列してはならない。

特定製品 	・登山用ロープ ・乗車用ヘルメット ・石油給湯器 ・家庭用の圧力なべおよび圧力がま ・石油ふろがま ・石油ストーブ
特別特定製品 	・乳幼児用ベット ・携帯用レーザー応用装置 ・浴槽用温水循環器 ・ライター

・重大製品事故は10日以内に
内閣総理大臣に報告義務
↳ 必要時、事故内容を公表

●製品安全協会と S G マーク

S G マーク付きの製品の欠陥により事故が生じた場合の被害者救済

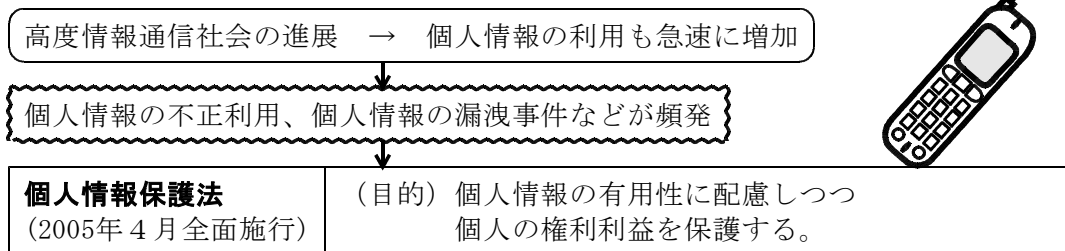
- ・生産物賠償責任保険
（被害者一人あたりの賠償額の最高限度 1 億円）
- ・基金による見舞金（60 万円）



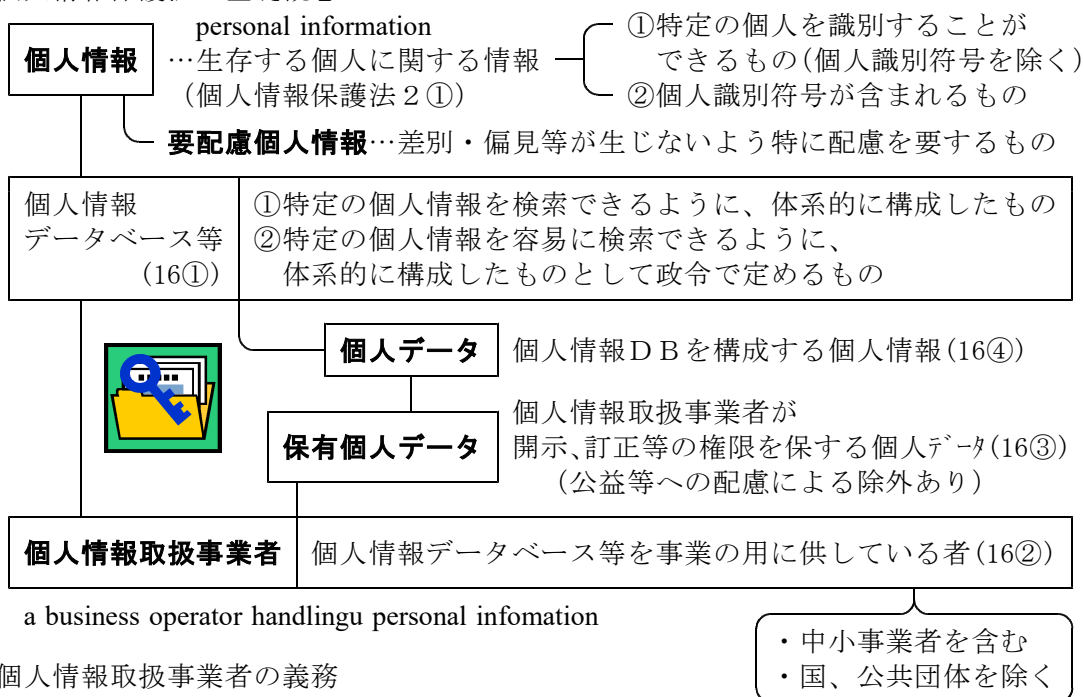
第5章 情報の管理と活用にかかわる法規制

第1節 個人情報の保護と活用に関する法律

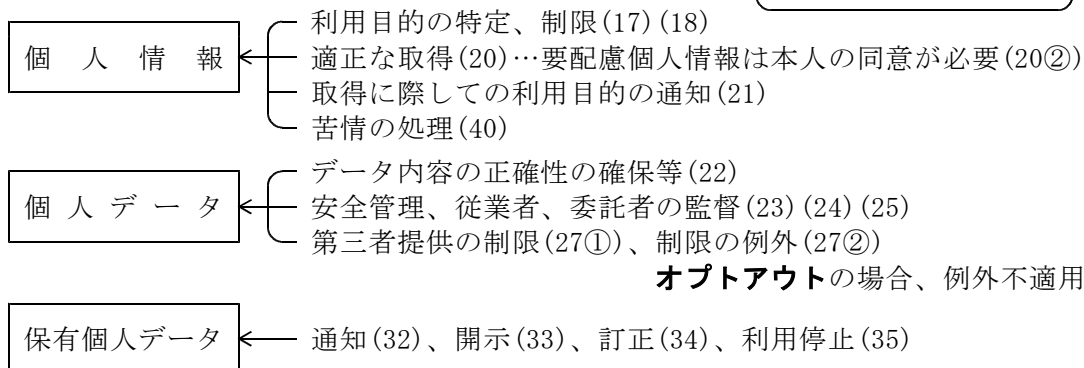
1 個人情報保護法



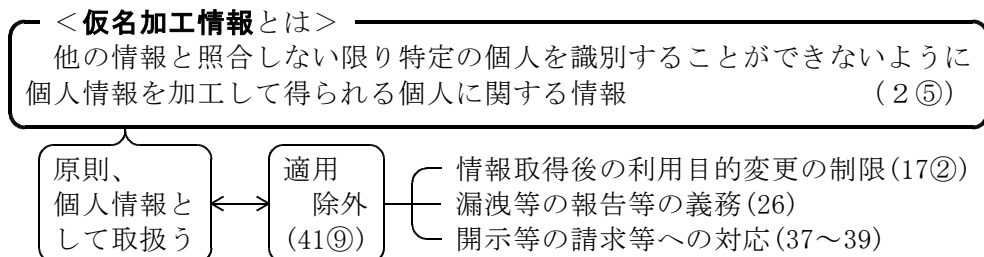
2 個人情報保護法の基礎概念



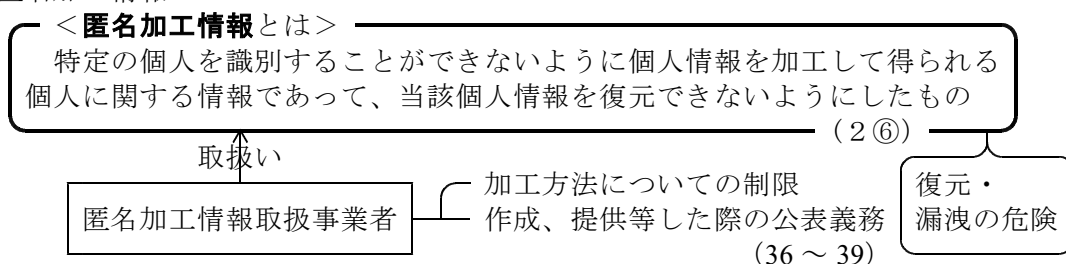
3 個人情報取扱事業者の義務



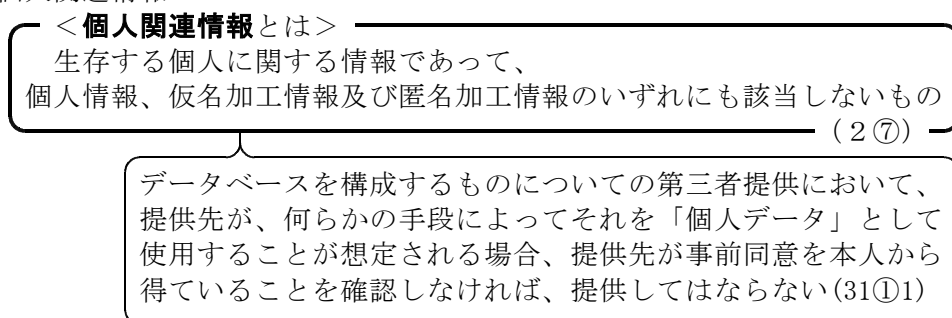
4 仮名加工情報



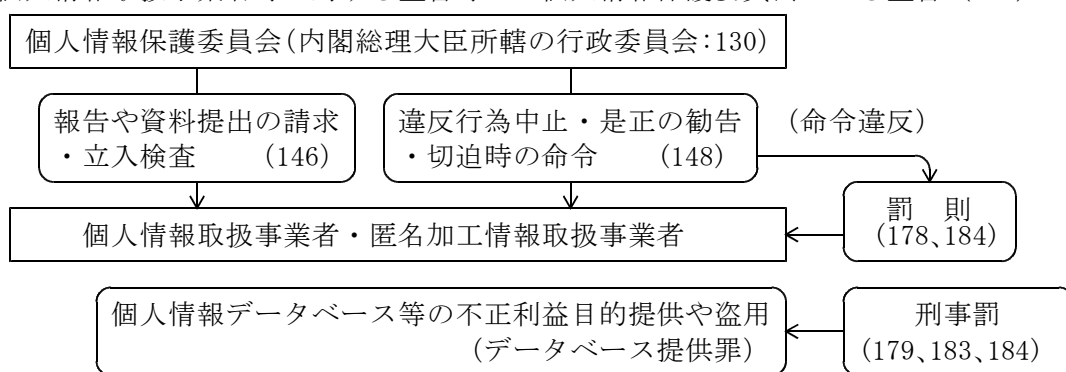
5 匿名加工情報



6 個人関連情報



7 個人情報取扱事業者等に対する監督等 … 個人情報保護委員会による監督 (132)



＜個人情報保護に関する法律についてのガイドライン＞

個人情報保護に関する法律についてのガイドライン…個人情報保護委員会が制定
 ↳ 個別分野ガイドライン…各事業分野の所轄官庁が制定

8 マイナンバー法

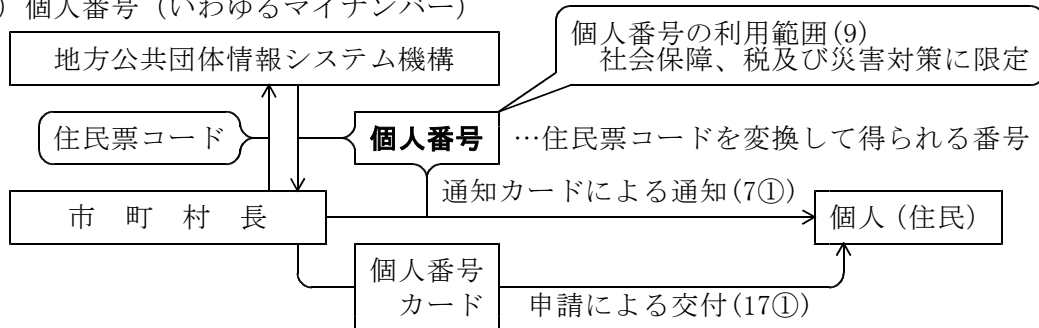
(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)

(1) マイナンバー法の目的 (個人番号法第1条)

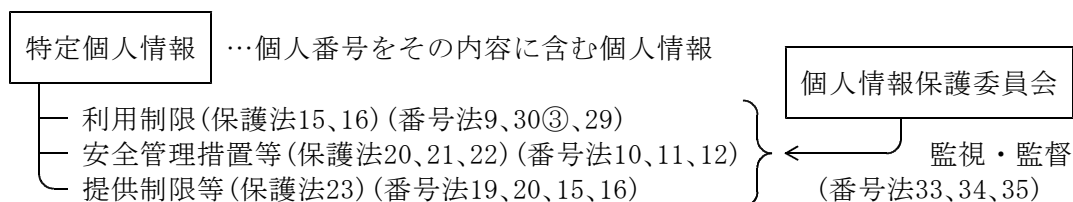
- ・個人や法人等の情報の管理の効率化
- ・事務対象者の特定による行政運営の効率化や国民の利便性の向上
- ・社会保障給付や納税等の情報共有による給付と負担の適正な関係の維持

↑
個人番号を用いて収集・整理された個人情報の漏洩などの防止

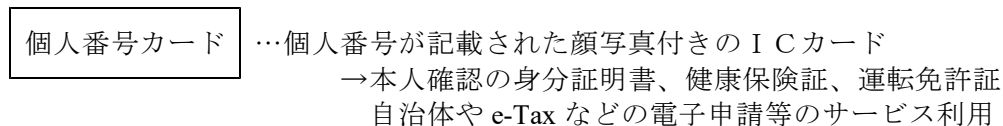
(2) 個人番号 (いわゆるマイナンバー)



(3) 特定個人情報の保護



(4) 個人番号カード (マイナンバーカード)

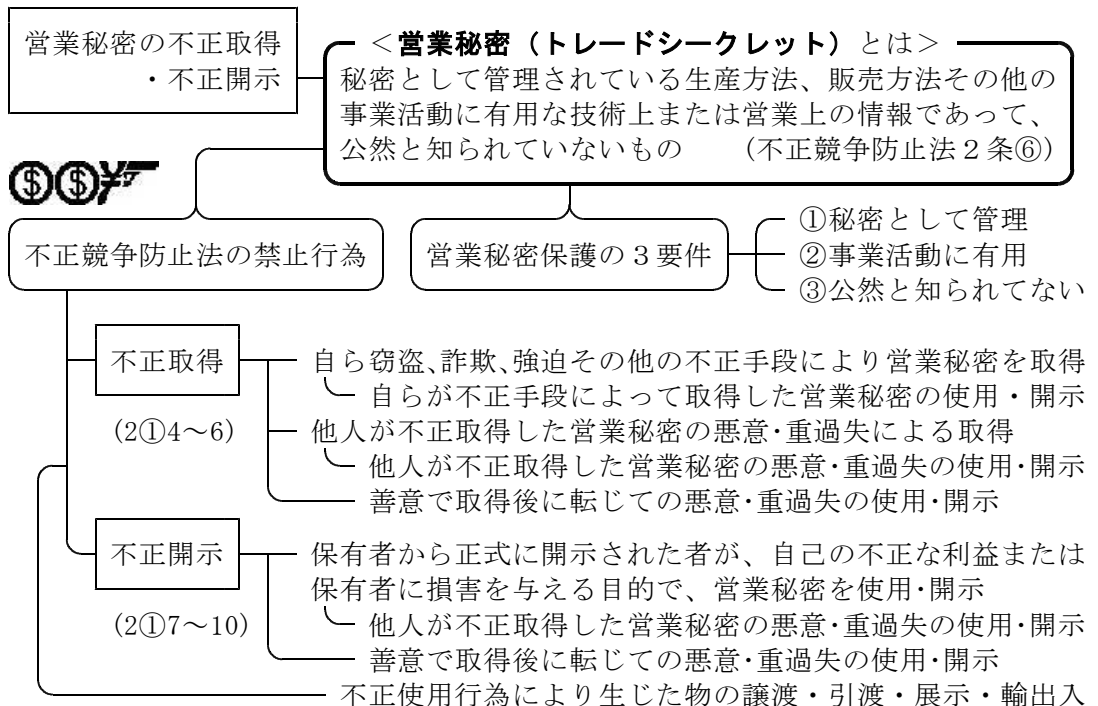


(5) 罰則 (番号法48～)

- ・個人番号の生成・通知等に従事する者の特定個人情報ファイルの漏洩 (正当理由なし)
… 4 年以下懲役、200 万円以下罰金 (48)
- ・個人番号の生成・通知等に従事する者の特定個人情報ファイルの盗用等 (利益目的)
… 4 年以下懲役、200 万円以下罰金 (49)
- ・情報提供等事務従事者等による秘密漏洩・盗用… 3 年以下懲役、150 万円以下罰金 (50)
- ・個人番号管理を害しての個人番号不正取得 … 3 年以下懲役、150 万円以下罰金 (51)
- ・国等の職員の職権濫用による特定個人情報の収集 … 2 年以下懲役、100 万円以下罰金 (52)
- ・個人情報保護委員会の命令に対する違反 … 2 年以下懲役、100 万円以下罰金 (53)
- ・個人情報保護委員会の求める報告等への拒否・虚偽対応… 1 年以下懲役、50 万円以下罰金 (54)
- ・個人番号カードの不正受領 … 6 月以下懲役、50 万円以下罰金 (55)
- ・国外犯への罰則 (56)
- ・両罰規定 (57)

第2節 機密情報の管理と法律（営業秘密）

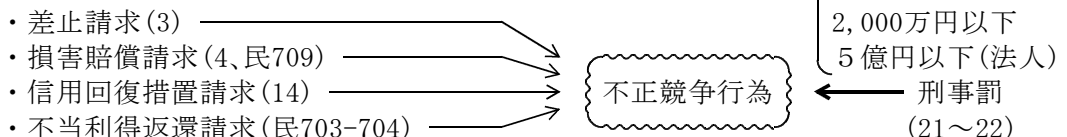
1 営業秘密の保護



<営業秘密管理指針> 営業秘密として保護される最低水準として経済産業省が策定

- ①秘密管理性：企業の秘密管理意思について従業員等の認識可能性が確保されている
- ②有用性：事業活動に有用であっても、公序良俗に反する内容は認められない
- ③非公知性：保有者の管理下以外では一般的に入手できない

2 営業秘密の侵害に対する措置



<EU一般データ保護規則（GDPR）> General Data protection Regulation

EUにおける個人データ保護に関する規則で、識別された自然人または識別可能な自然人を「データ主体」とし、それにかかわる情報を「個人データ」と定義している。

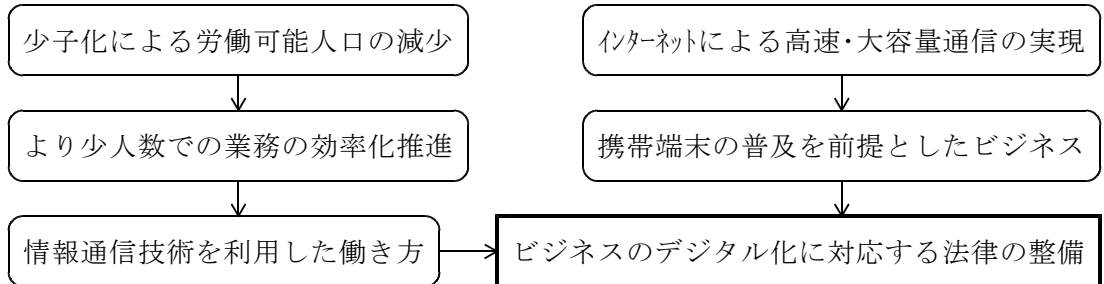
EEA（欧州経済領域）構成国の領域内に拠点を有するか、領域内のデータ主体にサービス提供等を行う場合に適用を受け、域外への個人データ移転が原則禁止となる。

データ移転を行う場合、一定の保全措置を講じことが求められ、日本では個人情報保護委員会が策定した補完的ルールに従い、体制等の整備が必要となる。

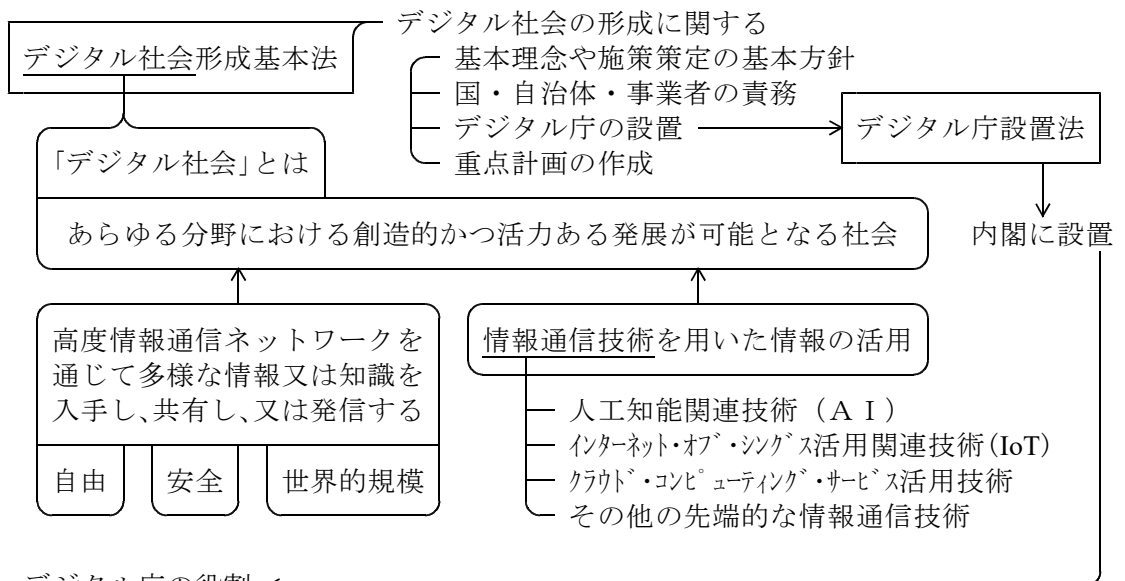
第6章 デジタル社会と法律

第1節 デジタル化するビジネスと法務

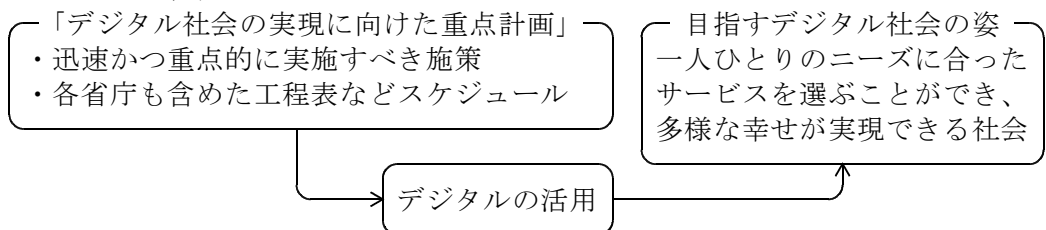
1 社会のデジタル化と企業の対応



2 デジタル社会形成基本法 ← IT基本法(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法)の廃止・見直し



3 デジタル庁の役割 ←



第2節 電子商取引

1 電子商取引（Electronic Commerce：E C）とは

情報通信技術を利用した商取引

- B to B：企業間電子商取引
- B to C：消費者向け電子商取引…消費者保護法の適用(第4章)
- C to C：消費者間の電子商取引

取引プラットフォーム
(デジタルプラットフォーム)

- 利用規則に基づく法律関係
- D P F取引透明化法
- 取引D P F法

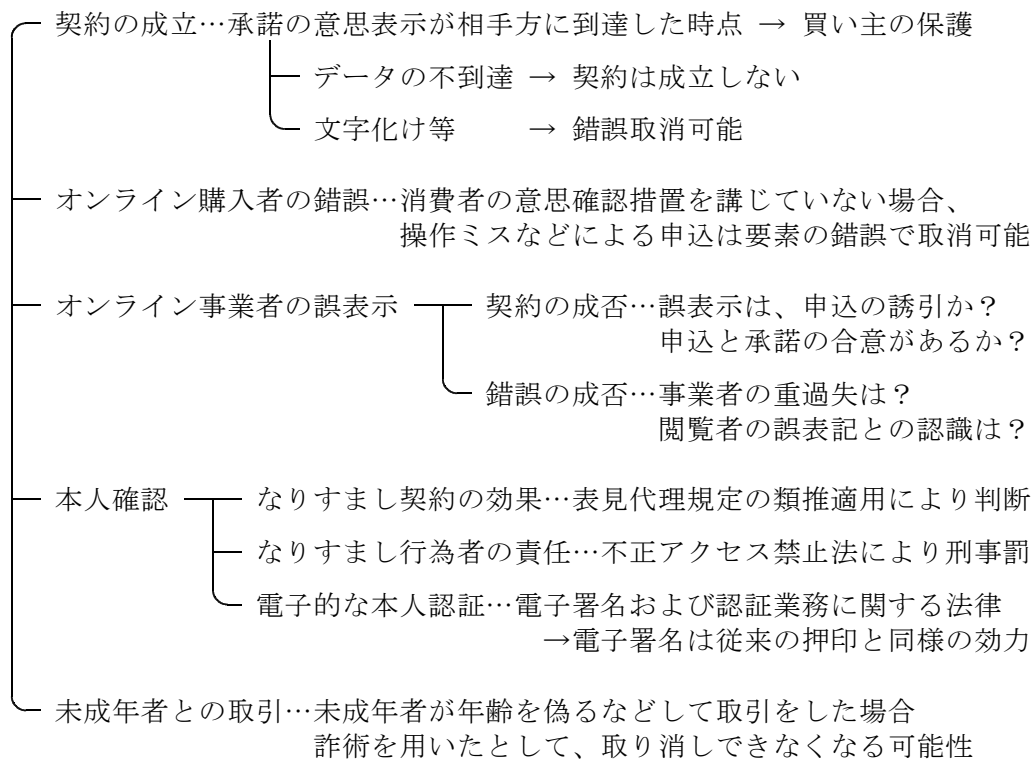
＜電子商取引および情報財取引等に関する準則＞

経済産業省による従来法が電子法取引に対してどのように適用されるかの解釈指針。

- ①電子商取引に関する論点
- ②インターネット上の情報の揭示・利用等に関する論点
- ③情報財の取引等に関する論点
- ④国境を越えた取引等に関する論点

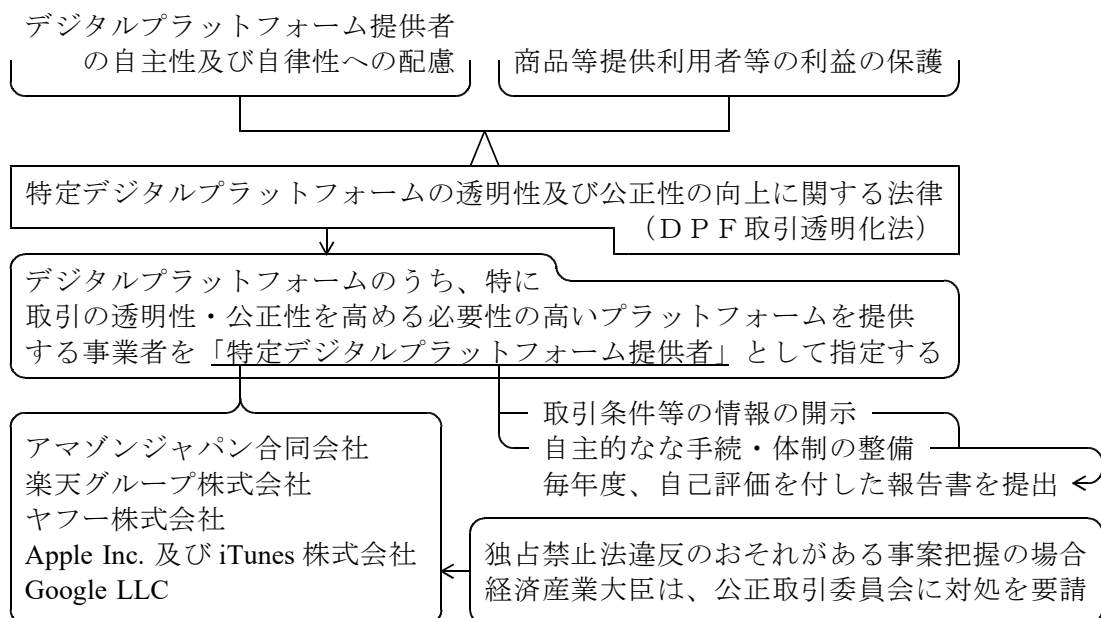
上記4分野について、具体的な事案を示しながら解釈指針を提示する。

2 電子商取引にかかわる法的問題

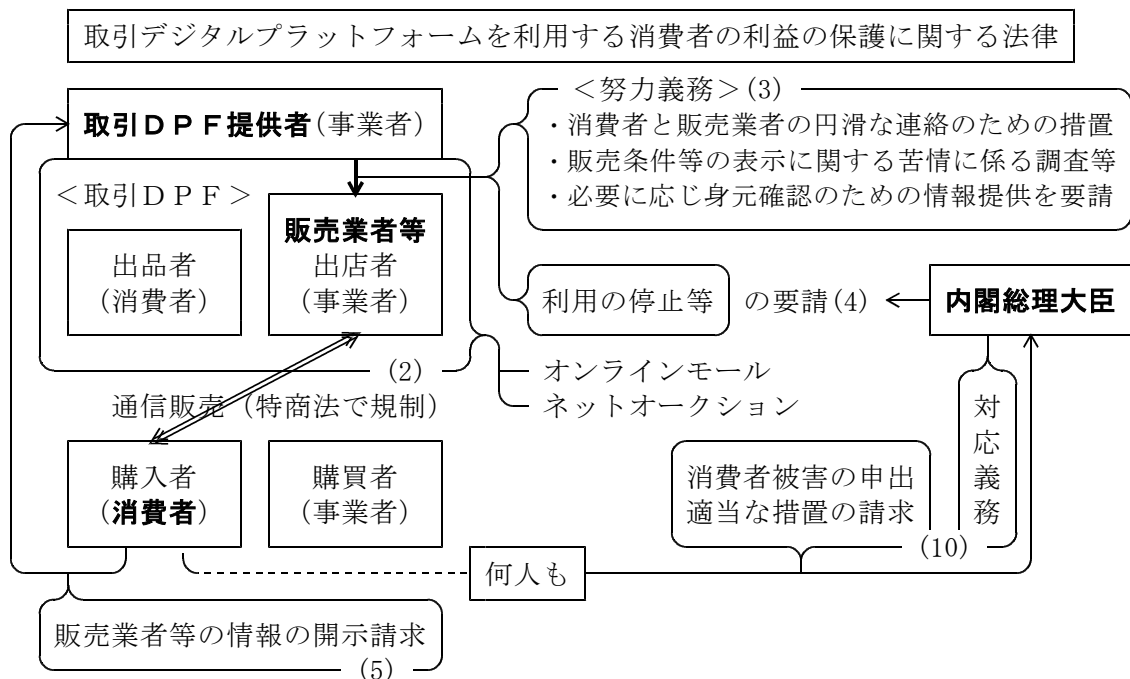


3 プラットフォームにおける電子商取引…オンラインモール、ネットオークション、フリマアプリ、アプリストアなど

(1) 電子商取引を行うプラットフォーム提供に関する法律（D P F 取引透明化法）



(2) プラットフォームを利用する消費者の保護（取引D P F 法、取引DPF消費者保護法）



第3節 ビジネス文書のデジタル化

e-文書法	法律により保存を義務づけられた文書のデジタル化
電子帳簿保存法	税務関連の帳簿・書類のデジタル化

e-文書法（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信技術の利用に関する法律）

書面の保存

→ デジタル化しての保存を認める

デジタル化の要件

契約関係書類
見積書、注文書
契約書、請求書
納品書、領収書
会社法上の書類
定款
株主総会議事録
取締役会議事録
決算書類
貸借対照表
損益計算書
等

文書の
種類
により
必要

見読性
(可視性)

容易に表示、印刷して、
肉眼で見ることができる

全ての文
書に必要

完全性

意図なき改変・消去の防止措置
変更の確認(誰が、いつ、どのように)

機密性

不正アクセスができないようセキュリティ措置

検索性

必要な時、検索してすぐアクセスできる

電子帳簿保存法（電子計算機を使用して作成する
国税関連帳簿書類の保存方法等
の特例に関する法律）

税務
関連書類

・スキャナーでの
読み取りのほか
スマホでの撮影
でもOK
・デジタル化の後、
紙の帳簿等原本
は、破棄可能

デジタル
化
の要件

真実性

内容の変更があった場合は確認可能
→「システム仕様書」等による裏付

見読性
(可視性)

e-文書法によるのと同様に明瞭に
その内容が確認できる必要がある。

検索性

目的の帳簿等に迅速にアクセスできる

＜押印・書面の交付等を求める手続きの見直し（デジタル社会形成基本法）＞

◇押印廃止

戸籍の届出

設計図書、監査報告書

◇電磁的記録を認める

宅建取引の重要事項説明書、受取証書

◆押印存続

商業・法人登記申請、相続税申告

定款への発起人の押印、取締役会議事録

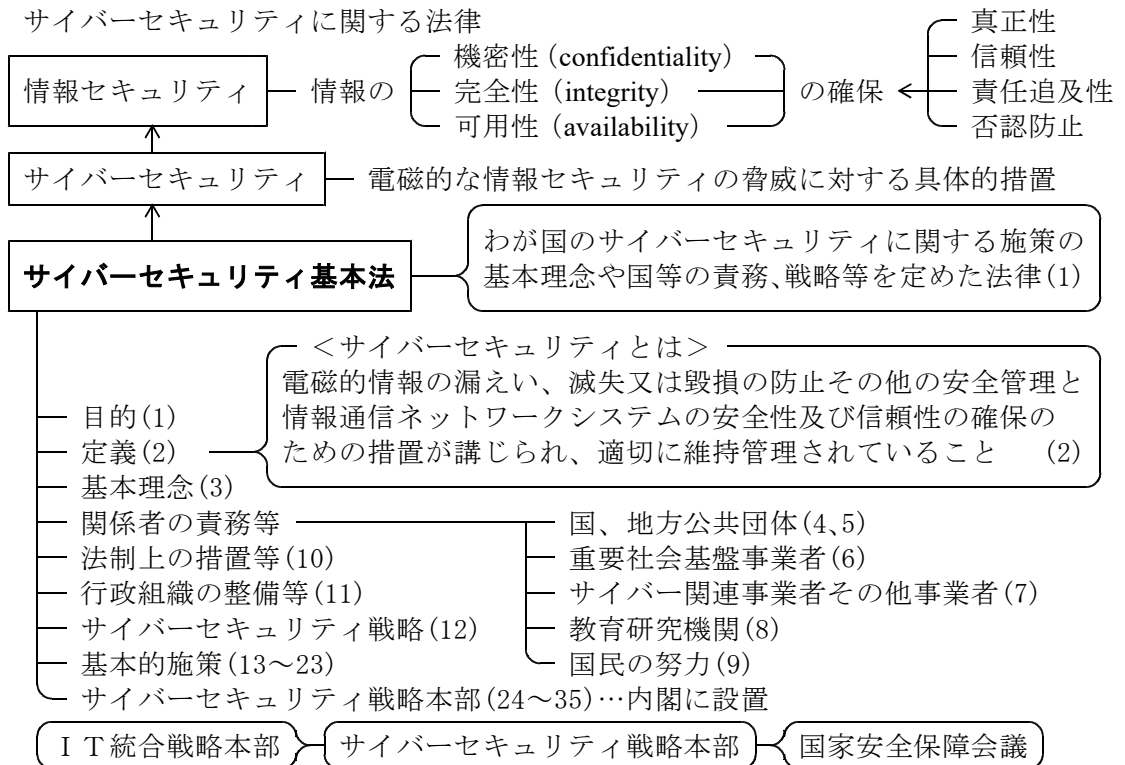
◆電磁的記録を認めない

消費者による契約解除の申込み

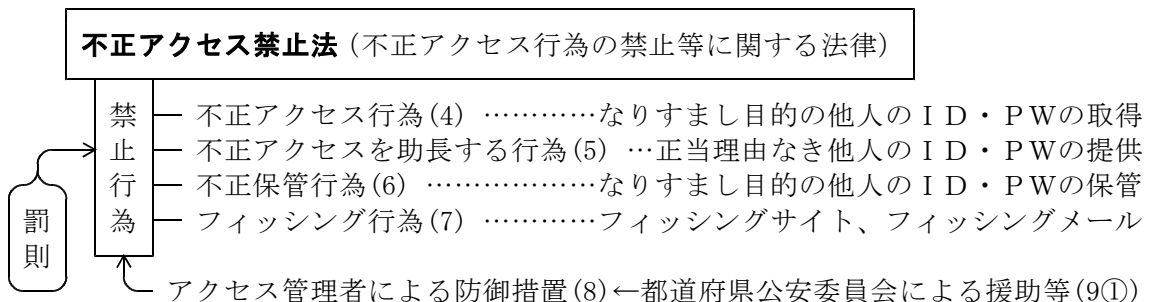
信用組合等の書面による役員解任請求

第4節 IT社会と法規制

1 サイバーセキュリティに関する法律



2 不正アクセス禁止法



(参考) 刑法上のIT犯罪

- ・電磁的記録不正作出・供用罪(161の2)
- ・電子計算機損壊等業務妨害罪(234の2)
- ・電子計算機使用詐欺罪(246の2)
- ・電磁的記録毀棄罪(259)
- ・支払用カード電磁的記録に関する罪(163の2～163の5)
- ・不正指令電磁的記録に関する罪(168の2・168の3)

3 プロバイダ責任制限法 → 情報流通プラットフォーム対処法（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律）

プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者の開示に関する法律）

プロバイダの損害賠償責任の制限

権利侵害情報による損害 (3①)

- ・自身が権利侵害情報の発信者でない
- ・送信防止措置が技術的に不可能
- ・権利侵害を知らなかった等

権利侵害情報の送信防止措置による損害 (3②)

- ・必要な限度によるもの
- ・防止措置の照会に対し不同意の申し出がない

発信者情報の開示請求等

- 権利侵害の被害者は、プロバイダ等に発信者情報の開示請求できる (5)
- プロバイダ等は、情報開示の可否につき、発信者の意見聴取義務あり (6)

発信者情報開示請求に関する裁判手続き

- 発信者情報開示命令の申立て (8)
- 提供命令 (15)、消去禁止命令 (16)

申立てから命令までの間の通信記録を保全する

4 迷惑メール防止法（特定電子メール法、特定電子メール適正化法、特電法）

迷惑メール防止法（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律）

自己または他人の営業につき広告又は宣伝を行うための手段として送信をする電子メール (2②)

特定電子メールの送信の制限 (3) …あらかじめ送付を同意した者など以外に特定電子メールを送信してはならない。
(オプトイン規制)

送信者の表示義務 (4)

- ・送信者の氏名または名称
- ・受信拒否の通知を受け取る為の送信者の電子メールアドレス等
- ・その他総務省令で定める事項

送信者情報を偽った送信の禁止 (5)

架空電子メールアドレスへの送信の禁止 (6)

プログラムにより自動生成した利用者ないメールアドレスへの送信禁止

電気通信役務の提供の拒否 (11)

送信者を偽ったメールや架空アドレスへの多数メールにより、通信サービスの提供等に支障を来す場合、電気通信事業者は、必要な範囲で、送信者への通信サービスの提供を拒むことができる。

5 AI（人工知能）に関わる法律

自律型生成AIによる文章、画像、音声、プログラムなどの生成

自律型AI

人間の介入なしに目標に向けて自律的に行動し、複雑なタスクを実行

→ 法的配慮の必要性は？

(1) 著作権法

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない場合は利用できる

(34の4条)

- 録音、録画などの技術開発または実用化試験のため
- 技術解析のため
- 人の知覚による認識を伴わない電子計算機による情報処理の過程など

AIの開発・学習段階

既存著作物の利用は原則可能

AIでの生成・利用段階

通常の著作権侵害と同様に判断する
(依拠性・類似性が認められるか?)

(2) 不正競争防止法

AIの開発・学習段階

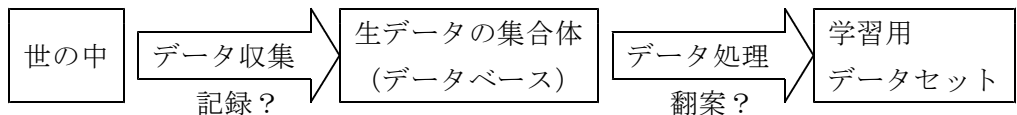
他人の営業秘密を含んだ学習用データセット→権利侵害

AIでの生成・利用段階

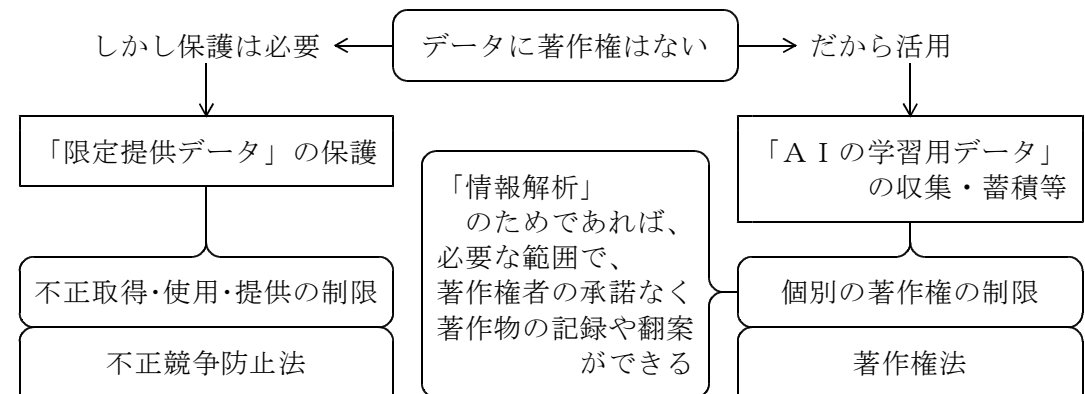
自社の営業秘密を入力

→秘密漏洩

(参考) AI用学習データセットの作成手順



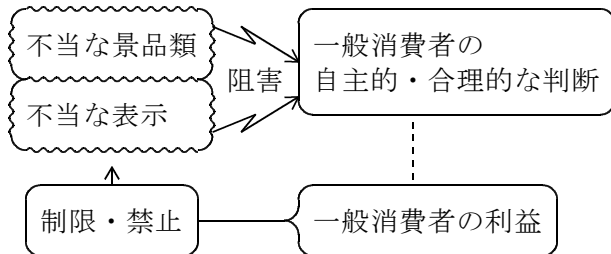
<データの保護と活用のバランス>



第7章 広告・表示等に関する法規制

第1節 広告表示等に関する一般的な法律（景品表示法）

1 景品表示法（不当景品類および不当表示防止法）の目的



※個別の法律によっても規制あり
（特定商取引法、JAS法など）

2 過大な景品提供の規制

取引との関係	法律	景品の提供法	区 分	取引価格	景品類限度額	
					最高価格	総 額
付随する	景品表示法 第3条	懸賞によらない	総付(べた付)	1000円未満	200円	
			景品付販売	1000円以上	取引価格の20%	
		懸賞による	一般懸賞	5000円未満	取引価格の20倍	売上予定総額の2%
			共同懸賞	5000円以上	10万円	
付随しない	独禁法		オープン懸賞	すべて	30万円	売上予定総額の3%
				平成18年に規制撤廃		

3 不当表示の規制

<不当表示とは>

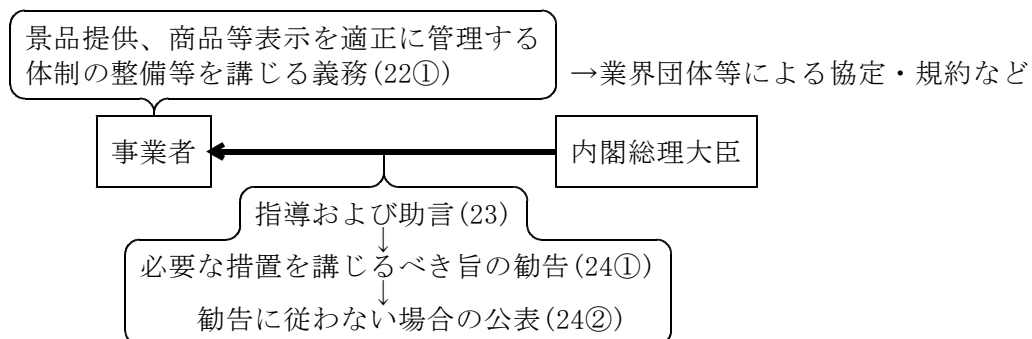
事業者が顧客を誘引するための手段として、販売する商品やサービスの品質、規格、その他の内容や価格、数量、その他の取引条件について、事実と異なったり、実際のものより著しく優れている、あるいは著しく有利であると、一般消費者に誤認されるような表示

- ①優良誤認表示 …品質、規格など ← 「不実証広告」の禁止
- ②有利誤認表示 …価格その他の取引条件 ← 二重価格制度など
- ③内閣総理大臣が指定する誤認表示

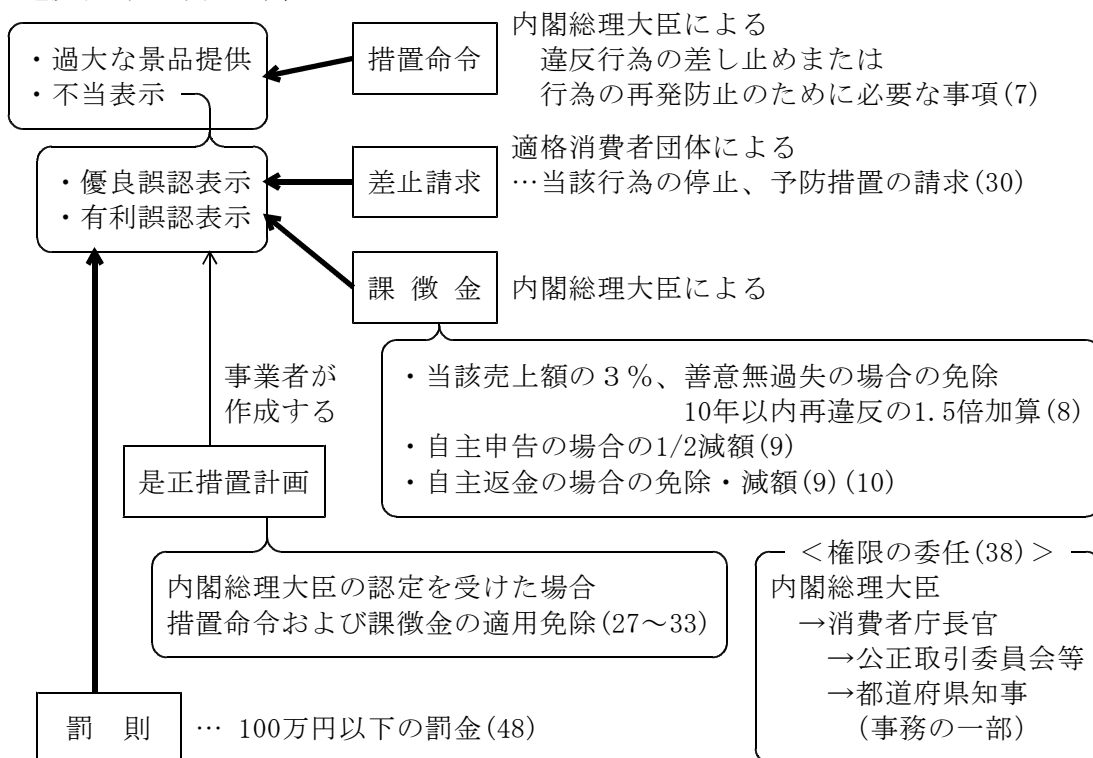
- ・無果汁の清涼飲料水
- ・商品の原産国
- ・消費者信用の融資費用
- ・おとり広告
- ・有料老人ホーム
- ・ステルスマーケティング

合理的な根拠なく
優良性を強調する
広告は禁止される

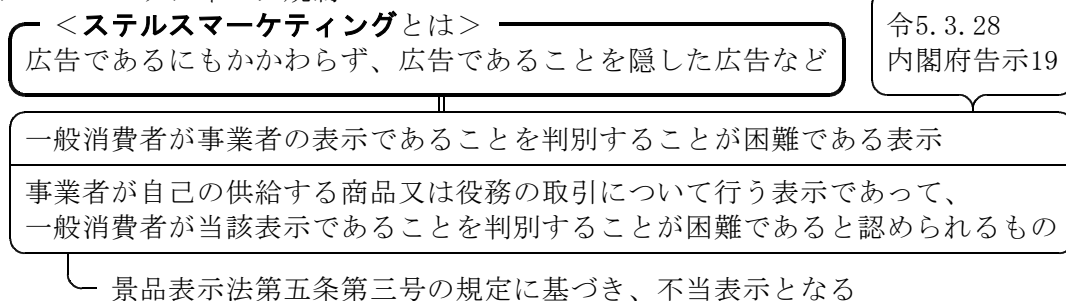
4 事業者のコンプライアンス体制の確立



5 違反行為に対する措置



<ステルスマーケティング規制>



＜インターネット広告と景品表示法＞

(消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項：公正取引委員会)

商品・サービスの内容または取引条件などの
重要情報が消費者に適切に提供される必要性

優良誤認表示や有利誤認表示
として不当表示となるおそれ

リンク先に誘導しての情報提供 ----- リンク先を明瞭に表示しない
情報の更新日の明示 ----- 情報の更新日を表示しない

＜食品の安全および表示に関する法規制＞

(1) **食品表示法**…食品表示に関する規定の統合と整理
+機能性表示食品の規定の新設

食品衛生法

JAS法

健康増進法

一般消費者の
利益の増進

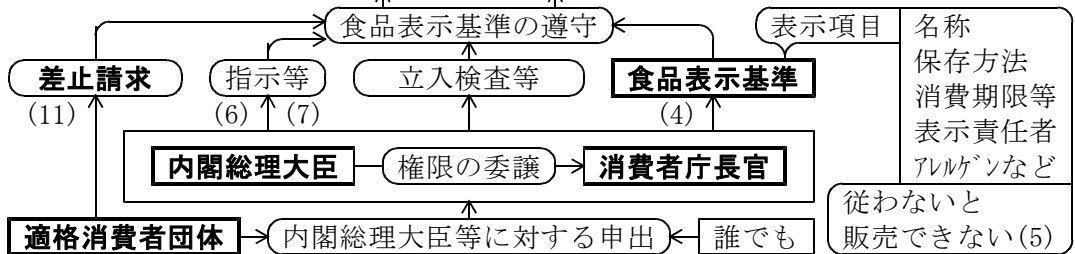
国民の健康の
保護及び増進

食品の生産及び
流通の円滑化

消費者の需要に即した
食品の生産の振興

食物を摂取する際の**安全性の確保**

自主的かつ合理的な食品の**選択の機会の確保**



加工食品の栄養表示が原則義務化され、添加物も区分表示する

(2) **日本農林物資の規格化等に関する法律 (JAS法)**

(食品等)

(飲食品以外)

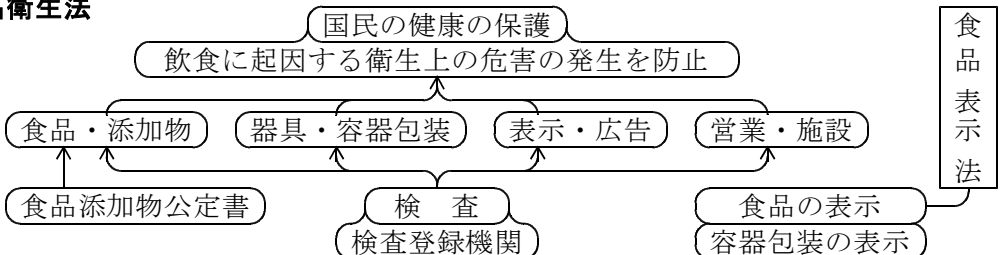
JAS規格の制定(任意表示) ← JAS法 → 品質に関する表示(義務表示)
一般JAS、有機JAS、特色JAS

横断的／個別的品質表示基準



→ 国際標準化(ISO/IEC)に対応した登録試験業者制度

(3) **食品衛生法**



(4) **健康増進法**…国民の栄養改善その他の健康増進をもって国民保健の向上を図る(1)

- ・国民健康・栄養調査(10～)、保健指導(17～)、特定給食施設での栄養管理(20～)
- ・受動喫煙の防止(25～)…多数の者が利用する施設の管理者の努力義務(27)
- ・特定用途表示(43)(乳児用、幼児用、妊産婦用、病者用その他)→特定用途食品

医薬品的な効能効果を標榜する食品は医薬品医療機器等法により刑事罰の対象となる

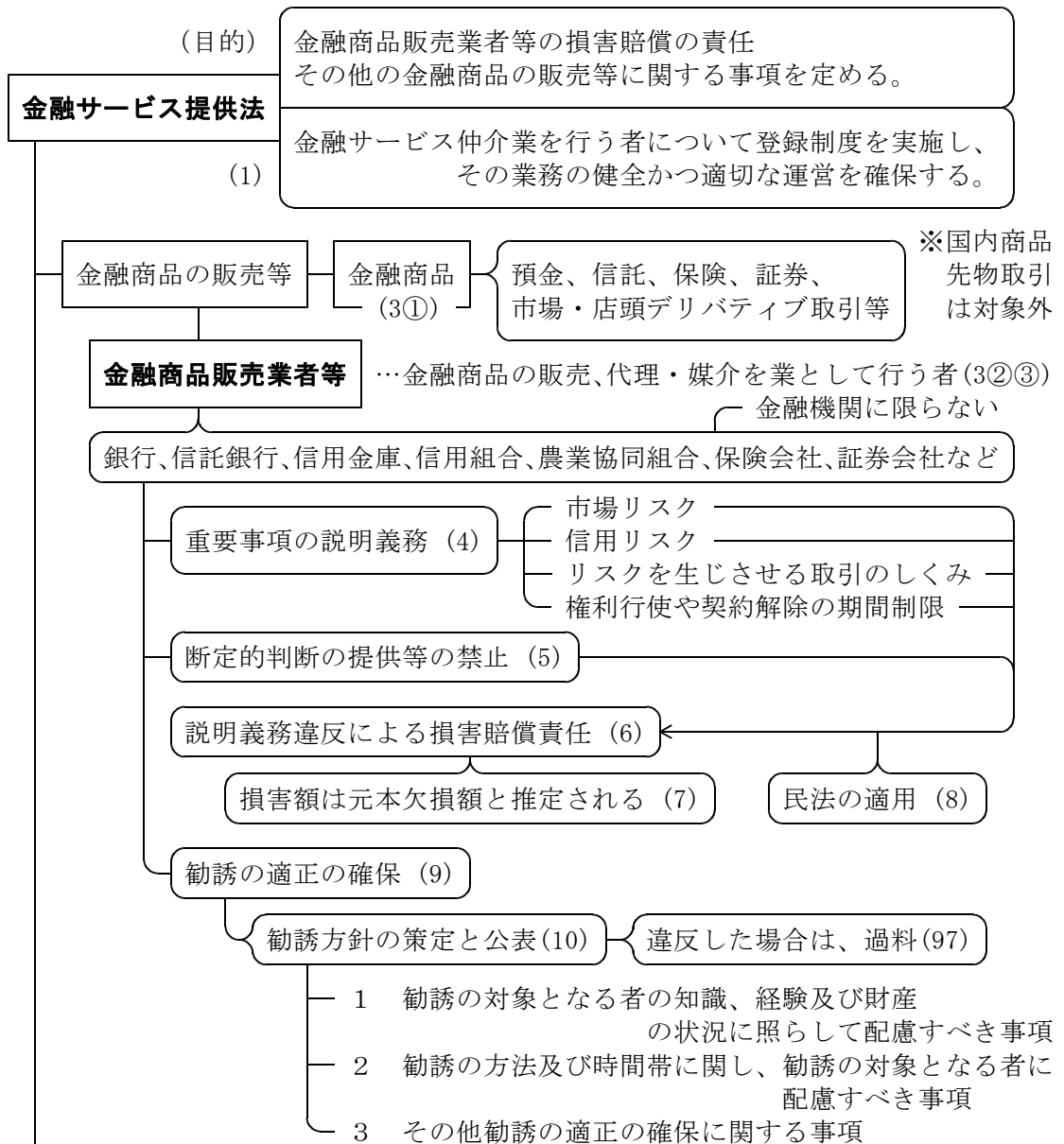
第8章 金融・証券業等に関する法規制

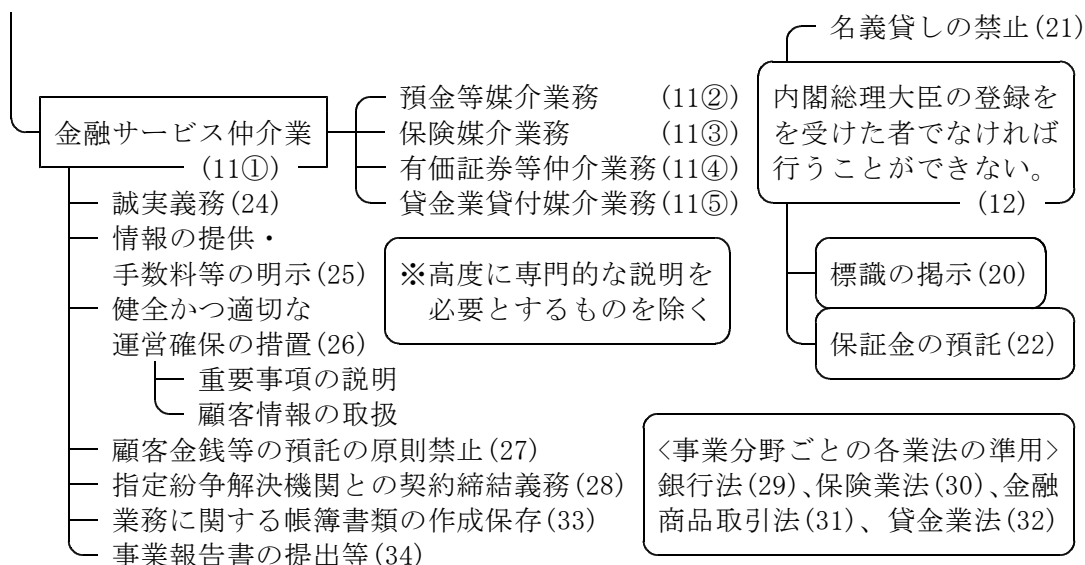
第1節 金融・証券業に対する規制

金融サービス提供法 (旧：金融商品販売法)	・金融商品販売業者等の損害賠償の責任その他を規定 ・金融サービス仲介業者について登録制度を実施
金融商品取引法 (旧：証券取引法)	・有価証券の発行および金融商品等の取引等の公正化 ・金融商品等の公正な価格形成等

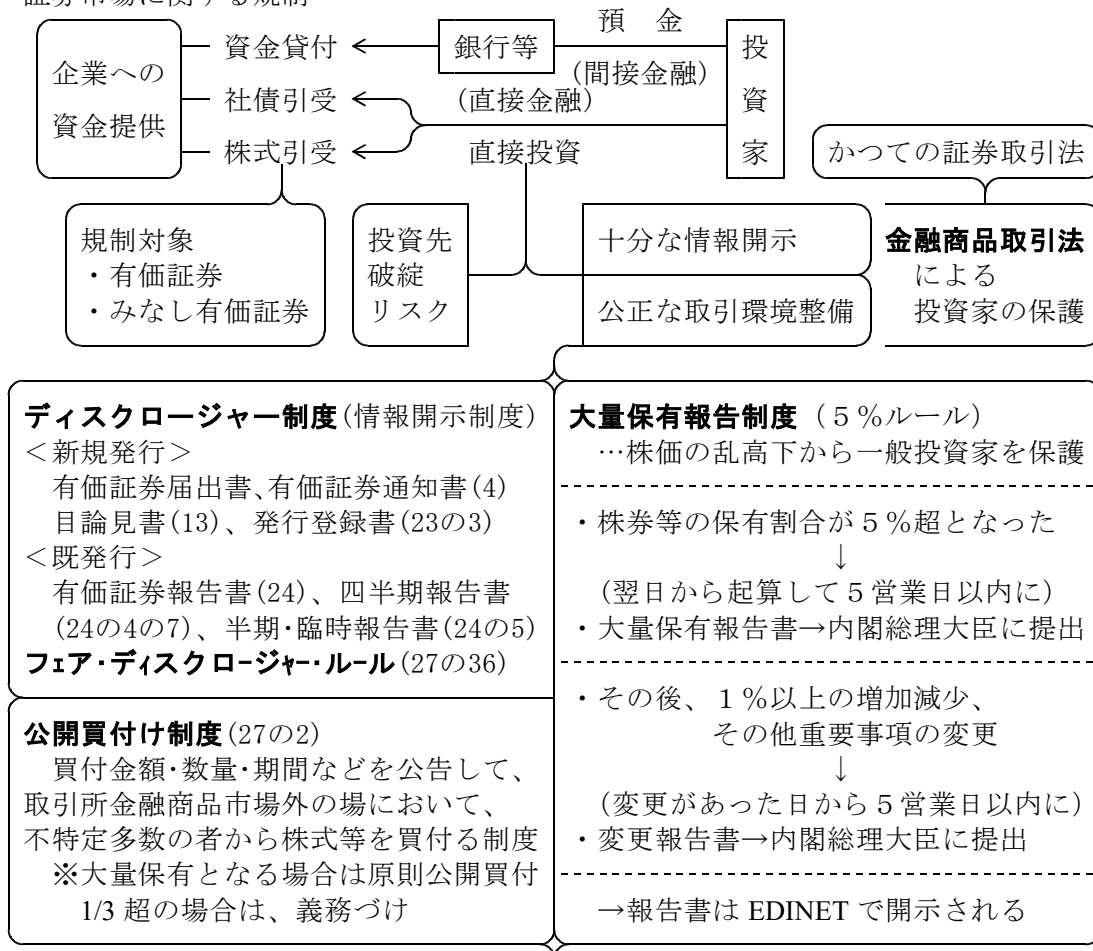
1 金融サービス提供法（金融サービスの提供に関する法律）

※金融商品販売法（金融商品の販売等に関する法律）を改正、名称変更





2 証券市場に関する規制



金融商品取引業(2⑧) 金融商品取引業者 内閣総理大臣の登録を受けた者(29) - 第一種金融商品取引業 - 第二種金融商品取引業 - 投資助言・代理業 - 投資運用業	有価証券売買の勧誘に対する規制 ①虚偽告知の禁止 (38～39) ②断定的判断の提供による勧誘の禁止 ③不招請勧誘の禁止 ④勧誘受託意思確認を怠った勧誘の禁止 ⑤再勧誘の禁止 ⑥損失補填の申込・約束の禁止
外務員登録名簿への登録(64) 有価証券等の売買の勧誘、取引等を行う者の外務員登録名簿へ登録を受ける義務	有価証券売買の委託 金融相新取引業者は商法上の問屋として指値遵守義務、通知義務が課せられる。

不公正取引（詐欺的行為、相場操縦、 インサイダー取引 ）の禁止 会社関係者が、未だ公表されていない会社の業務等に関する重要事実情報に基づき、株式等を売買すること (166)

課徴金制度	違反に対する制裁	刑事上の制裁
開示書類の虚偽記載やインサイダー取引など悪質性の高い行為への行政上の措置 審判手続を経て命ぜられ、不納付の場合督促や強制執行が行われる		・ディスクロージャー違反…10年・1千万円以下 ・損失補填 …3年以下・3百万円以下 ・インサイダー取引…5年以下・5百万円以下 ・事業報告書違反 …1年・3百万円以下

3 貸金業に関する規制

●貸金業の適性化…貸金業法による規制

- ・内閣総理大臣または都道府県知事の登録(3①)、無登録営業の禁止(11①)
- ・貸金業務取扱主任者の設置(12③)
- ・商号・貸付金額・利率等を記した書面の交付（契約前：16の2）（締結時：17）
- ・取立に当たっての威迫等の禁止(21柱書)

●過剰貸付の禁止…返済能力を超える貸付はできない(13の2①)。

①返済能力に関する事項の調査(13①)

②収入等を明らかにする書類の確認(13③)

③**総量規制**（貸金業法13の2②）※銀行の貸付けは対象外

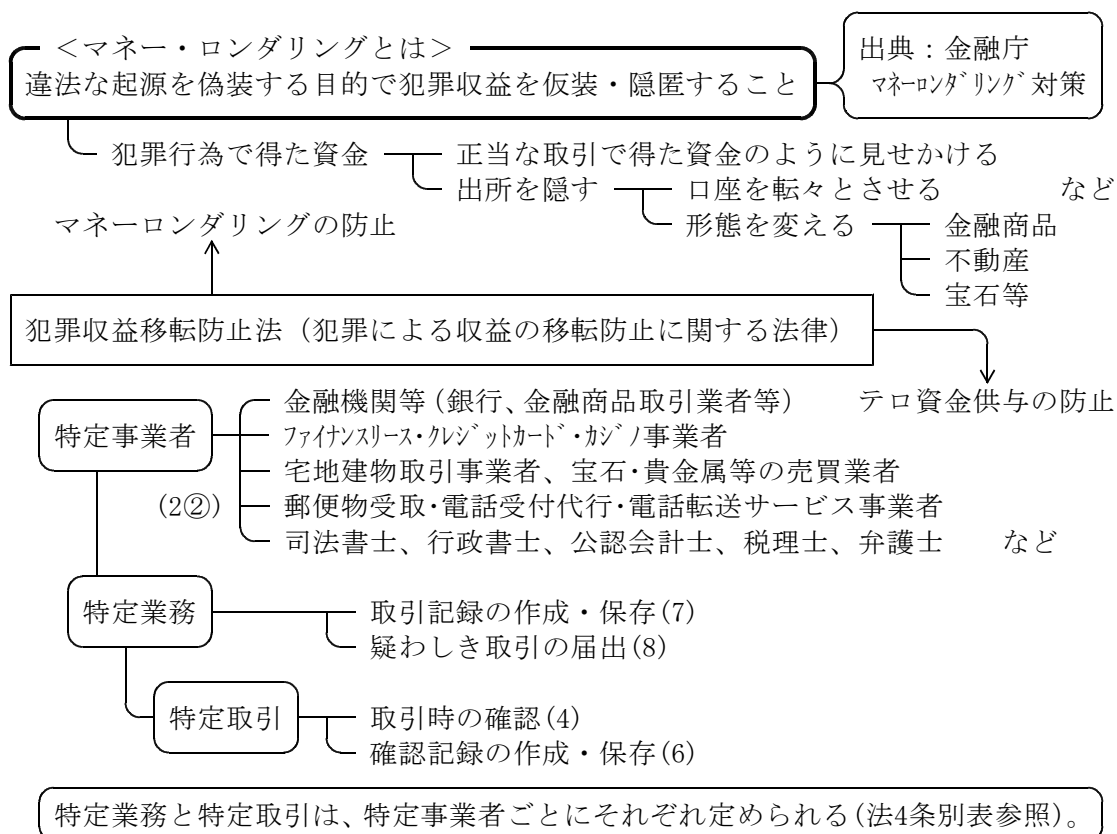


貸金業者が、個人を相手方として金銭の貸付けを行う場合	→	相手方の年収等の1/3を超える額の貸付は、原則としてできない。
----------------------------	---	---------------------------------

●利息・利率の制限

	利 率	超過の場合の処置
貸金業法(42)	年109.5%（一日0.3%）	消費貸借契約自体が無効
出資法 (5条)	貸金業者	10年以下懲役 or 三千万円以下罰金
	一般	
	貸金業者	5年以下懲役 or 千万円以下の罰金
利息制限法（第1条） （貸金業法による 準用：12⑧1）	年20%(10万円未満) 年18%(10～100万円) 年15%(100万円以上)	上限を超えた利息契約は無効 （利息制限法1条）

第2節 マネー・ロンダリングの防止



特定事業者	特定業務	特定取引
金融機関等	金融に関する業務	預貯金契約の締結、為替取引その他
ファイナンスリース事業者	ファイナンスリース業務	ファイナンスリース契約の締結その他
クレジットカード事業者	クレジットカード業務	クレジットカード等の交付または付与を内容とする契約の締結その他
カジノ事業者	カジノ業務	チップの交付又は付与をする取引その他
宅地建物取引事業者	宅地建物の売買・代理・媒介業務	宅地又は建物の売買契約の締結その他
貴金属等売買業者	貴金属等売買業務	貴金属等の売買契約の締結その他
郵便物受取事業者 電話受付代行業者 電話転送サービス事業者	郵便物受取業務 電話受付代行業務 電話転送サービス業務	それぞれの役務の提供を行うことを内容とする契約の締結その他
司法書士、行政書士 公認会計士、税理士 弁護士	特定受任行為の代理等に係る業務	特定受任行為の代理等を行うことを内容とする契約の締結その他